#### 総合都市研究 第15号 1982

# 建築線制度に関する研究・その4

――外国建築線制度の導入とその機能の理解――

石 田 頼 房\* 池 田 孝 之\*\*

#### 要 約

1919年市街地建築物法において制度化された建築線制度の関係する条項はプロシャの法律(一般的には"街路線および建築線法"と呼ばれているが、正式には、"都市および農村集落における街路ならびに広場の建設または変更に関する法律"1875年7月2日)にならっているといわれて来た。このことは、二つの法律の対応する条項を比較検討することによって或程度確かめることが出来るが、他方、二つの法律の条項の間には相違のあることも認めなければならない。例えば、日本の法律には、建築線間の土地に対する収用・補償の規定や、街路線および建築線の指定が街路及び広場の建設・変更の前提だという規定を欠いている。我々はこの相違が、日本の都市計画家、建築家および行政官達によってプロシャの法律がどの様に導入され、制度がどの様に理解されたのかということに起因すると考えた。

我々は、関係者達が、建築線制度に関わるプロシャおよびその他の国の法律をどの様に紹介し、制度の機能をどう理解したのかを、彼らによる外国都市・建築法規の翻訳および紹介の文献と、1919年法に 先立つ地方条例や法律案の中の建築線に関わる条項を検討することによって研究しようと考えた。

本論文が指摘する重要な事実と結論は次の通りである。

- (1) 建築線制度に関する, 我々が知る限り日本で最初の講義が, ドイツの警察大尉によって1886年2月におこなわれている。プロシャ街路線及び建築線法の立法後わずか11年, 日本の市街地建築物法成立に先立つこと33年である。
- (2) 1875年プロシャ街路線及び建築線法の全訳は,1888年におこなわれ,内務省により印刷された。 翻訳は相当に正確であり,翻訳にあたった人物は建築線制度の機能に一定の知識をもっていたと考えられる。
- (3) しかし、翻訳された文書は、日本の計画家や建築家達のプロシャ街路線および建築線法とこの制度の運用に対する理解を深めるのにすぐには役立たなかった。なお1924年に「都市公論」(内務省都市計画課が後援した雑誌)に"2度目"に現れ広く知られる様になった翻訳は、英語版からの重訳であったことは、上記(1)、(2)から考えると不思議である。
- (4) 1919年法に先立つ地方条例や法律案に見られる建築線制度と関係のある条項は、制度の部分的機能、例えば街路への建築物の突出制限や、建築線間距離にもとづく建物高さの制限に関するものであった。
- (5) 日本の計画家、特に建築計画家達は、プロシャ街路線および建築線制度の基本的機能である、未市街化地域に街路線および建築線を指定して、市街化が現実化するに先立って充分な街路をつくり出すということを、必ずしも充分理解していなかった様に思われる。

# はじめに

建築線制度に関する研究も、本論文で"その4"を数 えることとなった。ここで"その1"以来の内容をふり 返り、建築線制度に関する研究の全体展望を考え、あわ せて"その4"の位置づけを考えて見たい。

総合都市研究 6 号に発表した "その1" (石田・池田, 1979) では, ①1919年市街地建築物法で制度化された建築線制度とはどういう内容であったのか, ②その後, 戦前の法改正, 指定基準 (1937年) の制定によって, 制度

<sup>\*</sup> 都市研究センター・工学部

<sup>\*\*</sup> 琉球大学

とその運用はどう改善されたのかを検討し、更に、③制 度がどの程度実施され、市街地形成上どの様な効果をあ げたかを、東京区部の実例により検証した。

"その2"(石田・池田・佐藤,1980)では"その1"の ③をうけて、④戦前の積極的指定建築線制度により細街路が実現し、あるいは実現しなかった要因を、土地の分筆過程にまで立入って調査分析し、更に、⑤最近制度化された地区計画制度の中の、建築線類似手法である予定道路指定等について検討し、⑥戦前の実施過程の分析から得られた教訓を、今後の地区計画制度の運用に対する指針という形で整理した。

"その3"(石田・池田, 1981 a)では、建築線制度の日本的制度化および運用の背景として、⑦江戸時代の市街地における道路・建築関係の規制をひきついだ形の、明治初年の庇地制限等の規則の制定と廃止の過程について調べ、⑧その中で、唯一つ、既存道路空間への建物の突出を70年間かけて解消した大阪の例を調査し、それが実現するまでの周到な手法について紹介した。

これらの研究は、日本における建築線制度の成立と運用に関する都市計画史的研究であるが、同時に、そのことによって今後の都市計画技術・制度に対する教訓をひき出し、技術・制度の改善をはかってゆくという意図をもっている。しかし、当初において、日本における建築線制度の発展過程に関する全体的展望が必ずしも充分でなかったため、個々のサブティマの置づけが不明確であり、そのサブテーマにふさわしい充分な調査が行なわれず、研究の展開にともない再度調査をしたりしているため重複している様な個所も見られる。また、研究を進めるにつれて研究の範囲も次第に拡大して来ている。

日本における建築線制度の発展過程のバースペクティヴを、現在まで知り得た範囲でまとめると、図―1の様になる。これは同時に、我々が建築線制度に関する研究で取り扱いたいと考えている課題の拡がりを示したものでもある。日本における建築線制度は、1919年から1950年まで存在した市街地建築物法に根拠をもった制度であるから、狭く考えれば、この期間に限った問題であり、我々の研究の"その1"も、ほぼこの時期を対象としている。しかし、我々は、建築線制度の前史および地区計画制度による類似手法の復活を含めて、近代日本都市計画史の全期間、場合によっては江戸時代にまで遡のぼって考えようとして、図―1のような全体像を画いた。

この図の中の中心的な部分は、いうまでもなく、1919年市街地建築物法で制度化された建築線制度が、1945年まで新市街地形成の計画化手法の1つとして積極的に使われ、1950年の建築基準法制定時に名称は廃止されたが、その内容は様々な形でひきつがれた事実である。そして1965年以後、行政指導という形で、建築線制度類似手法の試みが積み重ねられ、1980年の地区計画制度によ

って、地区施設の計画、予定道路指定という形で実質的 に復活したものであり、この図の中段右半分がこれにあ たる。

建築線制度の源泉の1つは、良く云われている様に、1875年プロシャ街路線および建築線法(正式名称は、「都市および農村集落における街路ならびに広場の建設または変更に関する法律」だが、以下この略称を使ういかを始めとする欧米の建築線制度であり、その発展形態としての地区詳細計画制度である。これが図の下段の流れである。この流れから、市街地建築物法以前と、戦後、1960年以後の2回にわたって制度・手法の日本への導入がおこなわれ、1919年には建築線制度を、1980年には地区計画制度を生み出す力となったのである。

しかし、これは都市計画技術・制度に限らないが、何等かの技術・制度あるいは知識が外国から導入され、制度化され定着する過程においては、その国の在来の制度・手法およびそれを伝え支えて来た人々の意識を基礎にして受けとめられるのである。

そこで、第3の流れとして、江戸時代以来の庇地制限等の、建物と街路との関係および建物そのものを律して来た諸規則からの制度・手法の発展過程を考える。我々の研究の"その3"で扱った、明治初年の東京・京都・大阪における突出制限関係の諸規則の研究も、このような位置づけの中で理解されるであろう。この流れには、地方街路取締規則から1919年道路法に至り、現在の道路法・道路交通法・道路構造令に至る流れと、地方建築条例から建築学会の東京市建築条例案等をへて、1919年市街地建築物法に至る流れが存在する。この流れは、様々な形で諸外国の技術・制度の日本への影響をとり込みつつ発展して来た。この様な日本的な制度の展開と実施の過程は、市街地住民・土地建物所有者の意識形成に大いに関係し、それが建築線制度の制度化と運用の環境となって来たに相違ない。

今回の、建築線制度に関する研究・その4は、これらの全体の流れのうち、市街地建築物法以前における建築線制度の導入・紹介およびその理解の過程と、その影響下における地方建築条例等に見られる建築線制度にかかわる条項の発展過程を検討することを目的としている。

# 1. 建築線の機能と市街地建築物法前の関係条 例をめぐる動き

「建築線」とは「市街地に於ける建築物の突出を許さざる所の線」(飯沼, 1934)というのが簡明な定義であるが、それを用いる目的によっては様々な機能を含んでくる。元来は、街路、広場等の公共施設の配置と建築物の配列を定めることを目的とする街路線および建築線制度は、計画規制としての性格が強く、とりわけ、それを街路と建物との関係に限定した我が国では、街路に係わる建築

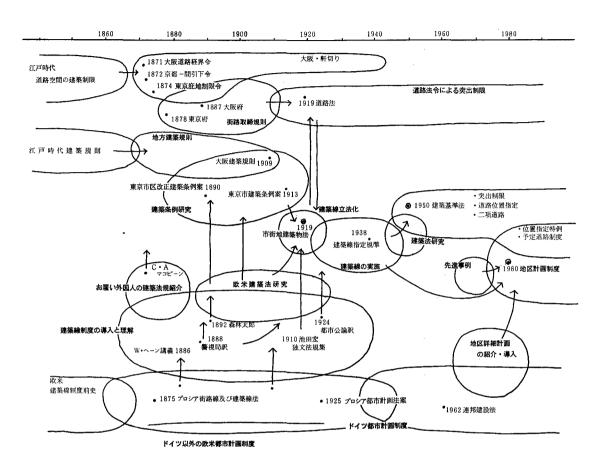


図-1 日本における建築線制度の発展過程

物の制限としての性格を強く有している。

江戸時代から現在にいたる街路と建築との関係,あるいは建築線制度の発展過程のパースペクティヴについては,本論文の「はじめに」で既に述べた。ここでは,建築線および制度成立以前の制限体系を概括的に認識するために,まず,建築線の機能を整理すると共に,その理解と導入の時期である市街地建築物法以前を取り上げ,街路・建築関係条例およびそれに関連する動きについて全般的に概観し,その時期区分をおこなう。

#### 1-1 建築線の機能

#### (1) 街路と建築に係わる制限と建築線の機能

一般的に,街路と建築に係わる制限としては,①街路 および建築敷地の認定,②街路の計画・保全にかかわる 制限,③建築物に対する制限,の3つに分けられる。こ れらの内容と対比して建築線のもつ機能について整理してみる。

第一の街路および建築敷地の認定については、さらに、イ)街路そのものの認定と、ロ)建築敷地の認定とに分かれる。街路の認定とは、街路の定義ともいえるもので、一定の幅員以上、排水機能等といった要件を備えている道を街路として認定することにより始めて公衆用街路としての供用を可能とするものである。この街路の両側に建築線を設定することによって、「市街」の街路として、街区の区画、建築位置の基線が確定されることになる。いわば、建築線の設定は、街路の認定を行うと同時に、街路(境界)線、街区幅等といった、市街の基準線を(空間的・即地的に)確定するという機能をもつといえよう。

建築敷地の認定とは、一定の要件を備えた街路に接することによって土地が建築敷地として認定されることを

意味し、すなわち接道義務(建築線との関係でいえば接線義務)をさす。これはまた、建築線の設定されていない土地での建築を禁止することとなり、未整備地域での無秩序な市街化を防止する「建築自由の制限」として、建築線が有する最も根源的な機能の根拠である。

第二の街路の計画・保全にかかる制限については、イ) 既存街路への突出制限、ロ)計画街路用地(新設および 既存街路の拡幅)の確保、ハ)私道造成の統制、の3つ に分けられる。

既存街路への突出制限は、既存街路へ建築物等が突出 し、街路機能が妨げられるのを防止するものである。建 築線のもつ建築限界線としての機能はその既存街路境界 線への設定と同時に既存街路への突出制限機能として働 くことになる。

計画街路用地の確保は,既存街路の拡幅計画線あるい は新設の街路予定線として,これらの街路予定地への建 築物等の築造・突出を禁止し,街路空間を確保しようと するものである。建築線はこれを計画街路の街路線の確 定と建築物の突出制限による街路空間の保全という二つ の面から可能としている。

私道造成の統制は、個々バラバラに行われる私道の築造に対して、個別的に一定の水準を要求すると共に、これらが系統的なものとなるようにコントロールを施そうとするものである。これに対する建築線の係わりは、前述の街路認定機能と上述の街路予定線としての機能を併せもって働いているといえる。

第三の建築物に対する制限は、基本的には「それを越えて建築物の突出を許さない」という機能にもとづくのであるが、前述の様な道路空間への建築物の突出制限の他に、(イ)建築物を既存道路等より後退させる制限、(ロ)建築物の主要壁面を揃える制限、(ハ)建築高さの制限の基準を与える、の3つに分けられる。

建築物を既存道路等より後退させる制限(以下,単に 建築後退)は,建築物の前面(道路側)に必要な空間を 確保しようとするもので,前面道路の拡幅の他,歩行者 空間・前庭の確保,街路両側の建物間距離の確保等に際 して必要となる。これは建築線を街路境界線(既存ある いは予定の)と異なって後退して指定することで行なわ れ,建築線の持つ建築限界線としての機能からみて,建 築物に対する制限としては最も重要なものである。

建築物の主要壁面を揃える制限(以下,単に壁面位置)は、家並みを整えるため建物の壁面の位置を揃え限定するものである。多くの場合、前項の建築後退制限の1つの形として現れるが、必ずしも建築後退を伴なうものではない。場合によっては街路境界線上に主要壁面を揃えるという考えがあっても良い。街路境界線をこえる建築物およびその部分の突出は一切認めないということが定式化される以前は、街路境界線に壁面を揃えるという考

え方は例外的ではなかった。壁面位置制限も,壁面位置の限界を定めるものと,壁面位置を指定する(その線より後退することも認めない)ものとがあり得るわけで,多くの場合は前者である。その意味では,主要壁面からの小規模な部分の突出を特例的に認める建築線の1種と見ることが出来,建築線と壁面線は,それぞれの機能に応じて用語を使い分けたともいえる。

建築線の建築高さ制限に関する機能は, 建築物の高さ を、それが沿う街路の幅と関連づけて制限するというこ とに基づいている。建築線が道路境界線と一致している 限りでは建築線指定の高さ制限に対する意味はないが、 建築線が道路境界線と異なって(後退して)指定された 場合、建築物高さと関係づけられるものが街路幅員から 建築線間距離 (街幅とでも呼ぶことが出来よう) におき かえられるのである。この場合、この建築線間の土地が 必ずしも将来の街路用地でなくても良い。更に前面道路 斜線制限の場合も, 前面道路向い側の道路境界線が基線 となっていたものが、前面道路向い側の建物に対する建 築線が、代って基線になるのである。道路の向い側にお いて後退建築線が指定されている場合には、単に自らの 敷地内で建物を後退させた空地幅が高さ制限を緩和させ る(これが斜線制限の趣旨)だけでなく,前面道路向い 側の道路境界線と後退建築線の間の空地幅も、建築物高 さ制限の緩和につながって来るのである(建築線と高さ 制限については、本論文3-3でふれる)。

以上、街路と建築物との関係に限定して、関係する制限の種類、それに対応する建築線の機能について見てきたが、ここで建築線の機能について再び整理すれば、次の7点にあるといえよう。すなわち、①街路の認定、市街および街区等の基線となる「街路線」、②建築敷地の認定と結びついた「建築自由の制限」、③既存街路の保全としての「突出制限」、④街路計画(拡幅、私道統制を含めて)線としての「街路予定線」、⑥建築を街路境界線より一定後退させる「後退建築線」、⑥建築壁面を揃えるものとしての「壁面線」および⑦建物高さ制限の基準としての「街幅線」である。

# (2) プロシャ街路線および建築線法ならびに市街地建築 物法に見る建築線の機能

1919年市街地建築物法(以下、単に建築物法)によって創設された建築線制度は、1875年ブロシャ街路線および建築線法を範としているとされている。そこで、前述の建築線の持つ機能の整理に基づいてプロシャ街路線および建築線法ならびに建築物法における建築線の機能を整理し、その相違点について把握しておくこととする。

表—1に示すごとく, プロシャ 街路線 および 建築線 法<sup>2)</sup> における街路線および建築線の機能は, ①街路の認 定としての「街路線」(第1条1項), ②街路未整備地域

表一1 街路	各線•	建築線の機能	(日・	善比較)
--------	-----	--------	-----	------

	ヤ街路線及び建 (1875)	市街地建築物法(1919)		
①街路線	道路・広場の建設 ・変更の前提(1 条1項			
②建築自 由の制 限	適法に整備された 街路に沿わない土 地の建築禁止(12 条1項)	①建築自 由の制 限	建築線に接しない 敷地,の <b>建</b> 築 禁止 (9条)。	
③突出制 限	建築線の性質とし て説明(1条4項)。 根拠規定なし。	②突出制 限	制限根拠規定,制 限方法を示す(9 条)。	
④予定線	地区計画の指定で 街路・広場の計画 線として(2条)	③予定線	拡幅を含む街路の 計画線として(7 条但書の運用で)。	
⑤後退建 築線	家並線, 前庭線 (1 条 4 項)	④後退建 築線	家並線(7条但書 の運用で)。	
		⑤壁面線	壁面位置の指定線 (10条)。	

での建築禁止としての「建築自由の制限」(第12条1項), ③既存街路・広場等への「突出制限」(第1条4項), ④街路・広場等の計画線としての「街路予定線」(第2条), ⑤家並後退, 前庭確保のための「後退建築線」(第1条4項)の5点を有している。また,これらは全て法条文の条項として定められている。

これに対して, 建築物法における建築線の機能は, ① 建築線に接しない土地の「建築自由の制限」、②「突出制 限」、③街路の計画線(拡幅含)としての「街路予定線」、 ④家並後退の為の「後退建築線」, ⑤壁面位置の限定線と しての「壁面線」の5点からなっている。これらのうち、 「建築自由の制限」と「突出制限」の2点については、プロ シャ街路線および建築線法におけるそれと類似した規定 となっているものの、「街路予定線」と「後退建築線」は法 条文に明記されておらず、但書による運用の中に、ある いはその運用を予想して規定されている。両方で大きく 異なるのは、第1に街路の認定としての「街路線」の機 能が建築物法では明瞭でないことである。即ち街路(道 路)の定義は建築物法第26条にあり,幅員が9尺ないと道 路とは認められないということになったものの、プロシ ャ街路線及び建築線法第1条1項で「都市および農村集 落における街路ならびに広場の建設または変更にあたっ ては、一中略一街路線および建築線を指定しなければな らない」と規定しているように、この2つ(一般的には 一致するが)の規定線 (Fluchtlinie) の指定なしに街路 や広場の建設または変更が出来ないという様な意味での 街路認定機能を建築物法の建築線の規定は全く持ってい

なかった。この事が建築物法施行以後、法的には私道は 任意に建設し廃止できることになってしまい、それが適 法なものであれば建築線が発生し消滅するという奇妙な ことになった(伊東, 1934)原因であった。第2の相違点 は、プロシャ街路線および建築線法は、街路および広場 (後に小公園等を加える) に対し、 Fluchtlinie を設定し ているのに対し、建築物法では、建築線の運用範囲を街 路との関係のみに限定していることであり、第3には建 築物法では「壁面線」の規定を設けていることである。 これら相違がなぜ生じたかについては、いわば本研究の 研究目的であり、後で詳しく検討するが、プロシャ街路 線および建築線法が,本来,その正式名称である「都市 および農村集落における街路ならびに広場の建設または 変更に関する法律」どおりの、都市計画に関する法制度 であったのに対して、市街地建築物法はドイツ語でいえ ば Bauordnung の範囲にとどまっているといえよう。

しかしながら、プロシャ街路線および建築線法も、各市町村警察当局の建築条例(それには突出制限、建築高さ制限等が含まれる)と一体的に運用され、例えば「後退建築線」にも「壁面の位置を揃える」(壁面線)役割が強いこと、建築物法における建築線制度も、その後の運用が多種多様にわたっており、特に都市計画の制度として機能していること(石田・池田、1979)等を併せて考えると、運用上の考え方まで含めれば、両法における建築線の機能は似ているといえる。

# 1-2 建築線との関連でみた建築物法以前の時期区分

建築物法以前(ここでは、1868年~1918年をさす)を 街路・建築関係条例の特徴から、表一2に示すごとく、 大よそ5つの時期に分けて見てみる。まず,第 I 期(1868~77年)は、街路と建築に関して、江戸時代の規制を引 継ぐ形で取締を行った時期ということができる。特に、 神奈川、大阪、京都、東京のような大都市では、個別の 布達によって道路空間への建物等の突出制限や道路機能 の回復が試みられている。また、この時期、東京では、 銀座煉瓦街建設と関連して外国人技師による「市街及家 屋造作ノ儀ニ付至当ノ定則」33が当局に出され、街路計画 の必要性が提起されている。

職第Ⅱ期(1878~87年)は、「初期街路・建築規則制定期」ともいうべき時期で、「街路取締規則」が各地方で定められ、これによって街路への突出制限が一般化されたといえる。しかしながら、「建築規則」については、滋賀県等でその萌芽が見られ始めた段階である。後に扱うが、この時期は、内務省警視局、警視庁、警官練習所で独逸を中心として外国人講師を招聘して、建築規則を含む各種の講義、講演が開催されており、また、内務省警視局では外国建築条例の紹介がなされている。

第Ⅲ期 (1888~99年)は,「建築条例の準備的検討期」

表-2 建築物法以前の街路・建築関係条例と時期 区分

	<b>运</b>	
区分	街路•建築関係条例等	備考
第 I 期 (1868 1877)	①神奈川県布達「建物」 1870.7 ②大阪府「道路経界令」 1871.3 ③京都府「町並間引下令」 1872.4 ④東京府「庇地制限令」 1874.1 ⑤地方「違式註違条令」 東京1878.11, 京都1876.10, 大阪1876.12	〔局部的取締期〕 。外国人技師マコビー ン「東京府下市街家 屋造作ノ儀」1872
第 期 (1878 1887) 第 則 (1888 1899)	①「街路取締規則」 東京1878. 1, 大阪1883. 9, 京都1886. 2 ②東京府「防火路線及屋 上制限」1881. 2 ③滋賀県「家屋建築規則」 1886. 12等 ①「東京市区改正条例」 1888. 8 東京市区改正委員 会建築条例調查委 員選定	「初期街路・建築規則制定期」
第 N 期 (1900 ~ 1913) 第	①地方「建築規則」制定 富山 1900, 警視庁 「長家構造制限令」 1908, 山口1908, 大 阪1909, 兵庫1910 ②建築学会「東京市建築 条例案」 (1906→1913. 6) ①「都市計画調査委員会」	〔建築条例検討・地方 建築規則制定期〕 。建築学会による外国 建築条例の収集,委 員による紹介(中村 1904等)
が期 (1914 - (1918)	設置1918. 5	定期〕 ・都市計画調査委員会における「建築線」の論議

となる時期で、東京市区改正委員会において「建築条例 調査委員選定」がなされか、東京市建築条例案が起草されたといわれる他、建築家等の個人レベルによる外国建 築条例の紹介が盛んとなり、また、建築条例の必要性も 提起されてくる。

第 N 期(1900~13年)の「地方建築規則制定・建築条例 検討期」になると、いぐつかの地方で独自の建築規則が 定められ、一方、建築学会で「東京市建築条例案」が検討・提出される(資料―10)。東京市より委託を受けた1906年より、学会では外国建築条例の収集がなされ、同時期に、関係委員による外国建築条例の紹介も行われている。第 V 期(1914~18年)は「都市計画法・建築物法制定期」で、内務省都市計画調査委員会において「建築線」についての論議がされる(これについては 4 章でふれる)。

#### 2. 用語としての「建築線」の導入と理解

市街地建築物法によって建築線制度が創設される以前,我が国に建築線の概念がどのように入ってきたのかを検討するため,特に,市街地建築物法以前における導入過程を取り上げ,ここでは,「建築線」という用語に着目して,制度化に至る背景の一側面を探ることとする。以下,当時の外国建築条例に関する講義録,翻訳書および紹介論文,地方建築取締規則,建築条例案等を資料として,①用語としての「建築線」が持込まれた時期・主体,②「建築線」に対する理解の程度,③建築取締規則および建築条例案等における「建築線」の取り扱われ方,等について概観する。なお突出制限および高さ制限に関連する点は3章で詳しく検討する。本章の引用文中の傍点は全て引用者による。

#### 2-1 建築線の導入

元来は外国の制度であった建築線制度が我が国へ導入されたのはいつで、誰れが紹介したのか、という疑問に対して、用語としての「建築線」に着目し、また「導入」を「翻訳」「紹介」の意にとらえて検討する。その場合、用語としては、①別の訳語だが意味が似ていて、外国語の「建築線」等を訳したと思われるものと、②「建築線」と訳したものとに分け、主体(この場合は、内務省、学会、個人等)別に考察を進める。

#### (1) 別の訳語だが意味が「建築線」と見なせるもの

これは、現在までの調査では1878年8月のグラン著根 岸兎三郎訳「佛蘭西行政警察新論」(原典1790・8法による) に最も早く見える(グラン,1878)。第一巻第五節「往通運 輸ニ関スル警察」の中で「道路警察」事」として、「道路街 陌ノ位置ヲ整フルカ為メニ其經緯線ヲ定メ」「獨道公路 ニ並列スル家屋ハ軒管ノ一望一線ナルヲ要ン参差錯雑ヲ ・並列スル家屋ハ軒管ノ一望一線ナルヲ要ン参差錯雑ヲ ・立・で線令書ヲ付與スル」が見られ、また、第三巻第二項「公 道街巷公場提塘等ノ通行ノ安全便利ニ関スル方法」の中では、「凡ソ公道ニ沿ヒタル地ハ何レノ部分ニ於ケルモ 家屋等ヲ建築スルニ於テハ其許可ト其並列線ト皆ナ通行ノ安全便利ニ関係スルモノナリ」と記述されている。こ こに見られる「經緯線」「定線」「並列線」は、いずれも既 存公道における道路境界線として、家並線、突出制限を規 定したものであり、alignement 等を訳した もので あろう。

次いで見られるのは、1880年3月の内務省警視局資料「普國ポツテスダーム・フランクフルト兩縣建築警察條例」(原典1872・3法による、資料—17)においてで、「道路及ヒ空地ノ側=築造スル諸建物ノ直線ハ…(中略)…総テ皆府知事へ上申ノ上地方警察局ニ於テ其直線ヲ定ムヘキモノトス」(第九條)、「規定ノ直線外前面へ向テ突出セル各種建物」(第五十一條)等に見られるごとく、既存道路等と関連付けた家並線、突出制限としての「直線」の規定を紹介している。

これらに見られる建築線の類似訳語は、いずれも1875年プロシャ街路線及び建築線法以前の、フランスおよびプロシャにおける街路と建築に係わる制限中の用語である5°。建築線という訳語こそ使われてはいないが、既存公道に関連した家並線、突出制限からなっていた建築警察的制度が、この時期(明治11,13年)に既に我が国へ紹介されていたことという、大変興味深い事実を裏付けている。

又,妻木頼黄氏遺族より建築学会に寄贈された書籍の中に『仏国建築規則類纂』(資料5—4)があり,この中で突出制限,街路予定線としての規定中に「墨斗線」の語が見られる。しかし,この資料の翻訳時期,刊行時期については,現在のところ不明である<sup>7</sup>。

#### (2) 「建築線」という訳

「建築線」の訳語が最も早く見られるのは、我々の現在 迄の調査では1886年6月に出版されたウイルヘルム・ヘーン講述(大井和久訳)「警察講義録」(ヘーン,1886)で ある。当時、内務省警視局及び警視庁では、西欧の警察 法制を把握する必要性から、独逸を中心とする外国人講師を数人招聘しており、この講義録は、当時独逸警察大尉のウイルヘルム・ヘーンが独逸警察の法制について講義した口訳及びその速記録である8°。講義は1886年2月15日から19日及び同月22日より25日までの計9回にわたって行われているが、そのうちまず第1回と第2回にお

いては「建築線」の訳語と共に1875年プロシャ街路線及 び建築線法の概要について講義している<sup>9</sup>。 そこでは,

「建築スヘキ家屋ハ確定ノ連築線ヲ越ヘサル様注意スヘシ」として、「建築線確定ノ規則」について、①建築線の定義、②建築線の確定方法、③建築線確定の条件、④建築制限及び義務の4点に分けて、それぞれの要旨を述べている。紹介されている1875年プロシヤ街路線及び建築線法の内容については、後述の内務省翻訳資料(資料一18)によってふれるので、ここでは、同講義録における建築線の説明で他の資料とやや異っている個所について指摘するにとどめる。それは、第1番目の建築線の定義に係わる記述で、「道幅幷建築線(軒並)」としている点で、ここでは、街路線(Straßenfluchtlinien)=道幅、建築線(Baufluchtlinien)=軒並と解釈していることがわかる100。

次いで、翻訳書としては、1887年から89年にかけて内務省警保局が出した資料「普魯西警察法第一、第二、第三巻」(資料—18)が見られるが、これは、前述のウイルヘルム・ヘーン大尉が講義資料として持参したものを内務省で翻訳したものと考えられる「い。同資料のうち第二巻第六篇「道路警察」第七章「市府及ヒ田舎町ニ於ケル街路及ヒ廣場ノ設置」は、1875年7月2日のいわゆるプロシャ街路線及び建築線法の20条の規定の全文翻訳で「建築線」の訳語を使っている(この翻訳の全文を参考資料—1、として、本論文末に掲載し、内容については後にふれることとする)。

この他、少し遅れて森林太郎(1890)は、「獨逸聯邦屋 制草案」の翻訳・紹介をし、「建築線」と訳している。ま た『建築雑誌』1894年11月号の、批評生、1894では、我 が国の突出制限への問題提起として、「建築線」の用語を 使い疑問が出されている(これが『建築雑誌』における 建築線という用語の初出である)。

前述の妻木頼黄寄贈文書の中の「伯林府建築條例」(資料5-3)等の中には「建築線」の用語が見られるが翻訳の時期等を特定できない(注一7参照)。この後、中村達太郎、1904~1905及び建築学会による外国建築条例の収集・翻訳(1906~1913年)、同学会による東京市建築条例案などの中においては、「建築線」という用語の定着がみられる。

#### 2-2 建築線の理解

「導入」された「建築線」がどの程度理解されていたかは、訳者、紹介者によって異なるが、大よそ次の段階に分類できる。すなわち、①全く理解していない、②街路境界線(既存道路の)及びそれをこえる突出制限として理解、③建物壁面線(後退線、位置指定線)として理解、④街路予定線(拡幅含)として理解、⑤建築線未指定地での建築自由の制限を含めて理解、である。

全般的に見れば、②の街路境界線及びそれをこえる突

出制限としての建築線の機能の理解にとどまっているも のが多く,建築学会関係者にその傾向が強い(突出制限に 関しては、3-2で詳しくふれる)。これは、建築学会関係 者が、主として諸外国の建築条例を通じて建築線を理解 していたことによるのではないだろうか。プロシャにお いても,街路線及び建築線の都市計画的機能は,1875年プ ロシャ街路線及び建築線法に規定されており, 建築条例 に示されているのは建築線の建築物に対する制限として の機能が中心である。 ただ, 各市の建築条例においても その最初に、建築敷地の接道義務、または建築にあたっ ての建築線指定の必要性については言及しているのであ るから, ⑤の建築自由の制限を理解しても良い筈であっ た。しかし、建築家による法令の紹介でこの点に触れて いるものはない。それどころか、ベルリン建築条例を紹 介した妻木, 1890でも, 建築学会の抜萃(資料6-1)で も、同条例の冒頭にある接道義務に関する規定を削除し てしまって紹介している。

他方,理解の内容に差はあるが,③の壁面線あるいは 後退建築線に重点をおいて理解し、紹介しているものも ある。中村達太郎、1904では、突出制限を「道路境界線」 の場合と「建物前面線」の場合とに区別し、後者の場合 についてのみ「建築線」の用語を用いている。また、森 林太郎は前述した2論文(森、1889;1890)の中で、 「退線」「建築線」と訳語は異なるが、いずれも明確な 「後退建築線」を紹介し、これになみなみならぬ理解を 示す(3—3で詳しくふれる)。

皮肉なことに、1875年プロシヤ街路線及び建築線法を全訳し、「街路予定線」「建築自由の制限」という建築線の都市計画的機能まで一定程度理解し得たと思われるのは、建築家ではなく、内務省警保局(前警視局)及び警視庁であり、それも最も初期(1886~88年)においてであった。この内務省警保局の全訳した「市府及と田舎町村=於ケル街路及と広場ノ設置」(資料—18)は、同法のドイツ語原文と照らしても(1875年制定当時の原文から我々が直接翻訳した法文を参考資料—2として本論文末に掲げた)、文体・用語は古いが正確に訳されているといって良く、建築線の機能についても一定の理解をした上で翻訳していると考えられる。内容については後に掲げる参考資料—1を参照していただきたいが、建築線の機能がどこまで、この翻訳によって紹介されていたかだけを見ておこう。

第1条1項では「市府及ヒ田舎町ニ於ケル街路及ヒ広場ヲ設置シ又ハ変更スルニハ」「街路線及ヒ建築線ヲ確定スヘシ」と述べ、街路及び広場の建設・変更の前提としての街路線および建築線の機能を正しく訳出している。ただ「確定」の主体は訳文では不明瞭になっている。

同条4項は「街路線ハ同時ニ建築線タルヲ常トスルモノニシテ其線以外ニ超ヘテ建築ヲ許サザル所ノ經界線ヲ 指ス」「但シ特別ノ理由アルトキハ街路線ニ 異ナル建築 線ヲ確定スルコトヲ得」と, 街路線と建築線の関係, 建 築線の突出制限機能, 後退建築線の可能性等が充分理解 出来るよう訳出されている。

第2条では、建築線の指定が、将来の必要性に応じてBebauungsplanを作成することによって、広い範囲に対しても行なえることを規定しているのであるが、内務省訳でも、「將来ノ需要ニ随ヒ広大ノ地面ニ対スル市街建築案ヲ以テ」建築線を確定することが出来ることが示されており、市街化に先行して建築線を指定する「市街建築案」の機能を充分示していた。加えて、第3条では、建築線の確定には「交通ノ便利」「火ノ安全」「公衆ノ健康」「街路及ヒ広場ノ外観」「新市街ト現在市街ノ交通便利」を注意すべきことも示されている。

第12条は、街路未整備の場合の「建築自由の制限」の条項であるが、「未タ公共ノ交通及ヒ家屋ノ築造ニ完備セサル所ノ市街又ハ市街部分ニ其街路ニ向テ出入口ヲ有スル家屋ヲ建築ス可カラサルノ禁止」と訳し、かえて第13条で「第十二條ノ規定ヨリ生スル建築自由ノ制限」と訳されているのであるから、この機能は充分理解し得るものであった。

また、該当する「地面ヲ其所有主ヨリ買上ルノ権利」 (第11条)、建築線の指定にともなう「賠償」(第13条)、 街路の建設にともなう「接スル土地ノ所有主」等からの 整備及び維持費用の「分擔」(第15条)、残地の買取請求 (第13条 3 項)を、おおむね正確に訳出して紹介している。 この内務省訳の資料によって、我々は、プロシャの街 路線及び建築線制度が、単なる既存道路空間への突出制 限の制度や壁面を揃える制度ではなく、街路ならびに広 場の建設または変更に関する都市計画的制度である事を 充分理解できるのだが、当時の建築家、土木技術者がこ の資料をどれだけ読んだか、又、充分その意義を理解し たかどうかは必ずしも明らかではない<sup>12)</sup>。

# 2-3 市街地建築物法以前の建築条例と建築線

表一2で示したごとく,この時期には建築条例の検討あるいは地方的制定がなされている。そこで,①東京市区改正委員会の建築条例案,②地方建築規則(初期の神奈川等及び中期の大阪等),③東京市建築条例案(建築学会)の順に,これらの中で建築線に係る概念がどう扱われているかを見る。なお,この時期の建築条例は,今まであまり知られていなかったが,極めて多数の例があるといわれている。我々はまだそれ等を充分検討する機会を持っていない。又,東京市区改正委員会東京市建築条例案などはまだ発見されていない。したがって,この検討は極めて予備的なものに過ぎない。今後資料収集の関係については,3章で詳しく検討する。

#### (1) 東京市区改正委員会の建築条例案

1889年10月9日の東京市区改正委員会で建築条例調査委員会の選定が行なわれているが、席上、委員長は建築条例案は「妻木頼黄ニ嘱託シ漸ク稿ヲ脱シテ拙者迄差出セリ」と案が既に出来ていることを告げているが(資料一12)、この内容は不明であり、その後、新聞報道等では何回も間もなく議了と報ぜられながら遂に取調委員会の段階で審議未了(?)となってしまった<sup>130</sup>。しかし、もし前述の妻木頼黄寄贈図書中の法令(資料5—1~7)がこの当時のものであるとすると、東京市区改正委員会の建築条例案は建築線に関する規定を含んだものであったかもしれない。

東京市区改正の立案者といえる芳川顕正が,街路等の計画決定の効果として,民間の建築行為を規制しようという考えを持っていたことは知られており(石田, 1979: 29,32),これは東京市区改正土地建物処分規則第4条に規定され,これにともなって東京府令第84号が定められた。このことからすれば,将来の需要に応ずる道路空間を街路線・建築線指定により確保するという1875年ブロシャ街路線及び建築線法の都市計画的機能の理解と結びつく可能性は全くなかったとはいえない。

#### (2) 地方建築規則

我々が既に本研究・その3(石田・池田,1981 a)で検討し、後に3-2でも見るように、突出制限に関する規定は、明治初年にも多く見られ、従来から道路側の布達・規則が多く知られている。しかし、例えば神奈川県布達「建物」1870年7月24日では「市中往来道敷江出張嵩ノモノノ儀」として、道路への建築物の突出制限が定められているし、同県の1873年7月18日の「家作建方」布達は第11条で「一、擔先ハ銘々所有地ノ界境ョリ先ニ出サル様家作可致事」と定めている(資料—4)。この様に、おそらく初期の地方建築条例の中にも簡単な突出制限が含まれているものは、決して少なくないであろう。

「滋賀県家屋建築規則」1886年12月22日には、壁面線とはやや異なるが、「屋後柱際ヨリ壱丈弐尺ノ空地」という規定がある(資料―8)。

片岡安に「欧米の建築条例を真似」た「一種不可思議の単行法規」(片岡,1916)といわせた「大阪建築取締規則」(1909年8月18日)では道路及び通路よりの一尺五寸の後退(第15條),高さ八尺以上にある軒等を除く,道路・通路への突出制限(第16條),に見るごとく,「建築線」の文字こそないが,「後退建築線」「突出制限」として当時の建築家達によって紹介されていた外国建築條例における建築線規定に近い規定をもっている(池田実,1909,資料—2)。

大阪府では、警察部において規則制定の8年前から建築條例について検討していたとされており(池田実,1909

: 2),単なる「眞似」とは言い切れない面をもっている。この中の「一尺五寸」の根拠については、規則の説明に当った池田實は「大阪の従来の家の例」であって「困難な問題ではない」としている(池田実、1909:38~41)。尚、同時期における「朝鮮総督府令市街建築規則」1913年2月25日の中で「建物の基礎は公共道路との境界線より一尺五寸以上の距離を保ち之を築造すべきこと」(第3條2項)」いとしているのを見ても、同寸法に対する当時の一般的認識がわかる。

#### (3) 東京市建築條例案(建築学会1913年6月14日)

1906年11月東京市長より建築学会へ委託され、当時の 外国建築條例の分析を含め約7年間をかけた検討の後, 提出された東京市建築條例案になると(資料-11),「道 路ニ面スル建物ヲ建築セントスル者ハ…(中略)…建築局 ニ申請シ公定建築線ノ指示ヲ受クヘシ」(第24條),「道 路ニ面スル建物ハ公定建築線外ニ突出セシムヘカラス」 (第39條)と建築條例(案)としては始めて「建築線」の語 が使用される。だが、ここで用いられている「公定建築 線」は「建物ノ道路ニ對スル制限線」(第4條)としてい るように、明らかに「道路境界線」をさしている。すな わち, 既存道路に対する突出制限のみの規定であって, 道路計画や建築権制限などの積極的な位置付けはなされ ていない。また、当時の建築家達の一部には認識のあっ た「壁面線」の言葉も、用語としては現れない。しかし、 突出制限の規定は、後に3-2で見る様に精緻であり、全 体として, 幅員の狭い道路も含めて路面より一定の高さ 以上では、公定建築線をこえて道路空間への突出を認め るという考え方であった。これらの事から考えると、建 築学会のこの案は「公定」建築線を、街路境界線におけ る building frontage として規定しようと考えていたと 理解することが出来る。資料-11には、用語の日英対照表 がついているが、建築線には Line of Bnilding Frontage をあてていることが、この事をよく示している。

建築学会がこの条例案策定の為に収集した外国条例の多くには、建築と街路の関係について、より広い規定があった<sup>15)</sup>にも拘わらず、それを参考にして作成提出された条例案には、何故単なる「街路境界線」における突出制限線としてのみしか盛り込まれなかったのか。建築学会の委員があまりにも建築家的であったといってしまえばそれまでだが、諸外国の建築条例を研究しながらも、その中に含まれている、建築物が接する街路の条件、接道義務に関する規定を軽視してしまう姿勢の要因は活諸人の影響、土木・建築のセクショナリズム等色々考えられる。しかし、新しい構築技術の問題も含め、単位としての建築物についての技術的基準としての建築条例が検討の中心であって<sup>16)</sup>、市街道路造りにまで関心が及ばな

かったということではないだろうか。

#### 2-4 この章のまとめ

ここで,以上の市街地建築物法以前の建築線をめぐる 動き,その導入と理解について簡単にまとめると,①「街 路線」及び「建築線」という用語及びその制度の内容は、 我が国において、 建築條例が議論される以前の明治初期 (1886~88年)に、獨逸警察官ウイルヘルム・ヘーン大尉 を通じて、既に内務省警視局(後の警保局)及び警視廳に おいて,かなり正確に把握されていた。②他方,当時の我 が国の建築界においては、「街路線 |及び「建築線」の概念 が良く理解されず,「建築線」を中心に、言葉の意味として は「フロンテージ」、法文の解釈としては突出制限と関連 する「既存道路境界線」と単純化した取り扱いがなされ, 当時検討されていた建築條例 (案) にあってもその範囲 を超えなかった。③むしろ、道路と建築の関係の実際の 当事者である地方警察当局による「地方建築取締規則」の 方が,「肂築線」という語を用いずとも,大阪のごとく「壁 面後退」の手段としての規定を実施していた。④それが、 内務省都市計画課の手による「建築法都市計画課原案」 (1918)になると、突然、プロシャ街路線及び建築線法の重 要部分が、道路と建物との関係に限りながらも、導入さ れようとする。⑤しかしながら、都市計画調査委員会の メンバー、特に建築家委員は建築線をより狭く理解して いたことが市街地建築物法における建築線の規定がより 単純化し、都市計画技術的性格を表面的に失なわせる結 果の背景として存在していた(④及び、⑤については本 論文4章で詳しく取りあげる)。

# 3. 市街地建築物法以前の道路・建築関係の 規制

外国の建築線制度についてのおそらく最初の紹介として1875年プロシャ街路線及び建築線法に関する講義が、同法制定後わずか11年後の1866年におこなわれ、同法の全訳が1888年に出されていたことは本論文2—1で示したとおりである。しかし、この講義および翻訳は、すぐには都市計画関係者および建築家達の欧米建築線制度に関する理解を深める事につながらなかった様に思われる」。

本節では、建築線制度の機能の内、道路空間への突出 制限および、建築物の高さ制限の基線としての建築線の 2つの機能について、市街地建築物法以前の理解の深ま りを、やや詳細に検討する。

# 3-1 既存道路空間への突出制限と建築線 🐺

#### (1) はじめに

建築基準法第44条は,道路内の建築制限として「建築物又は敷地を造成するための雑壁は,道路内に,又は道路に突き出して建築し,又は築造してはならない。」と原

則を規定した上で、但書で、建築審査会の同意により特例的に許可が出来るむねの規定をしている。この特例の範囲は極めて限定されたものであって、特に地盤面上では、公衆便所、巡査派出所の他、公共用歩廊、避難施設等の公共性の強いものに限られていて(同条但書及び同法施行令145条)、一般的な建築物の部分(庇・軒等)を道路空間に突出することは厳しく禁じられている。道路空間に対する建築物等の突出制限を、この様に「原則的禁止」という形で定式化したのは、1919年市街地建築物法第9条であり、次の様に規定されていた。

建築物ハ建築線ョリ突出セシムルコトヲ得ス但シ建築線カ道路幅ノ境界線ョリ後退シテ指定セラレタルモノナルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ建築物ノ前面突出部又ハ基礎ハ道路幅ノ境界線ヲ超エサル範囲内ニ於テ建築線ョリ之ヲ突出セシムルコトヲ得

しかし、それ以前は、江戸時代から慣習的に道路空間 に建築線およびその部分が突出する問題があり、しばし ば禁令が出されたが守られてこなかった。明治初年、江 戸時代の禁令を引き継ぐ形で、東京・大阪・京都で突出 制限に関する布達、規則がつくられたが、土地所有権を めぐる問題、従来の慣習の問題、既存不適格の問題等が 要因となり、大阪を除いて短期間で廃止されてしまった ことは本研究 "その3"(石田・池田、1981 a)で既に述 べたとおりである。このような経緯があるため、我国の 行政当局あるいは建築家にとって、既存道路空間への建 築物等の突出制限という建築線の機能は、もっとも理解 しやすいものであった。それまで道路境界線として認識 していたものを建築線という用語におきかえさえすれば よかったからである。

建築学会の雑誌に初めて「建築線」という用語が登場するのは、前述(本論文2—1)のように1894年のことであるが、批評生なるペンネームで「建築線 張出窓の非常に街上に突出したるを見たり 之れ等は如何なる條例によりて認可せらるるや 例へば極めて狭き街路の両側より張出窓の建設ある場合には如何」という投書が「間答」欄によせられている(批評生、1894)。当時「街上に突出」しているものとしては「張出窓」よりも庇や軒の方がはるかに多かったのであるが、頭上で街路に突出して来る庇・軒より、地面に近い所で突出して来る張出窓を間顕にしている点などから見て、この投書者は、

「建築線」の突出禁止に関する機能よく知った上で、質問にことよせて「条例」の必要性を主張したともとれるのである。ちなみに、この「問題」に対する回答は、その後も無い。この投書は張出窓の街上への突出を批判的に書いているが、これが無視?されたことは、その後、建築家達が突出に対して寛大であったことの象徴を見るような気もする。

本節では、突出制限が市街地建築物法で定式化される

以前に,外国建築法規の翻訳紹介で,どの程度突出制限が扱われていたか,又,布達,規則,条例および法令の案において,道路空間への建築物等の突出制限が,どの様に規定されていたか,それぞれの規制方式にどの様な問題があったのかを検討し,市街地建築物法による建築線制度の背景をさぐることを目的としている。

道路空間に対する突出制限は、既存道路空間に対するもの、計画または予定道路空間に対するもの等、様ざまな場合が考えられるが、市街地建築物法以前においては計画または予定道路空間に対する建築制限・突出制限はあまり考えられて来なかった様に思われる。計画道路に対する建築制限としては、東京市区改正事業における、道路事業予定地に対するもの(東京市区改正土地建物処分規則第4条および1889年5月21日東京府令第84号)が知られているが、これも建築許可制であり、しかも木造等は認めるという原則のものであって、突出制限とは異なった性格のものであった(東京市区改正委、1919:57)。したがって本節では基本的に既存道路空間への突出制限を扱うことにする。

又,突出制限の対象も多岐にわたり,建築物,仮設建築物(床店,葭簣等),建築物の部分(庇,軒,出窓等),建築物の付属物(看板,燈火等),建築的工作物(日覆,アーケード)などがある。しかし,本節では基本的には建築物及びその部分を中心に取り上げる。

# (2) 欧米建築法規の翻訳・紹介にみる突出制限

1888年に翻訳された1875年プロシャ街路線及び建築線法は、実は建築線の突出制限機能そのものは、むしろ前提となっている。条文の中では第1条4項の中で「街路線は通常の場合、同時に建築線、即ち、それを越えて建築物の突出を許さない限界線となるものとする」というような規定となっており、突出制限は建築線の性格を説明する副文(ドイツ語では das heißt ではじまる副文)の中に出て来ている。 建築線(Baufluchtlinie)が建築物の突出をどの様に禁じ、あるいはどの程度許すのかは、個々の地域の建築警察条例等に規定されているのである。

その建築警察条例については、前に(本論文2-1)示したように、プロシャ街路線及び建築線法より早く、1880年3月に「普国ポッテスダーム・フランクフルト両縣警察條例」が内務省警視局資料として訳出されている(資料-17)。しかし、同資料では突出制限について、都邑建築警察条例の第51條で「規定ノ直線外前面へ向テ突出セル各種建物ノ(電標、窓前ノ張出シ、)新築及ヒ其建物ヲ変更シ幷ニ之ヲ破毀スルニハ総テ警察官ノ許可ヲ要ス且ッ此ノ如キ建物ヲ修繕スルニハ新ニ地方警察官ノ免許ヲ受ヘシ」と規定し、更に、「右種類ノ建物ヲ許可スヘキ規則へ各地方警察官ニ於テ特別ニ設クルモノトス」とな

っている。要するに「規定ノ直線」よりの突出が問題となるものが「看樓, 窓前ノ張出シ, 段階, 窖室ノ入口等」であること, 警察官の許可によってこれらの物は突出が認められること, 別に許可に関する規則が設けられることが理解されるに留まった。

工学会誌60号における曽禰達蔵の「英国首府家屋建築 条例抜萃 | (曽禰, 1886)は, 突出制限について始めて詳 しい紹介となっている。即ち、「張出シ規則」として同条 例第26条の第1項は、諸々の「張出シ部」を「耐火質物」 (現在の用語でいえば不燃質物) で作らなければならな いとし、第2項は、街路幅と突出の関係を「凡ソ幅三十 呎ヨリ狭キ街衢若 クハ 小路ニ於テ ハ市店ノ 舗頭(shop front か)ヲ其周壁前五吋マテ張出スヲ得而シテ其軒蛇腹 ヲ十三吋マテ張出スヲ得ヘシ又幅三十呎ヨリ広キ街衢若 クハ小路ニ於テハ其舗頭ヲ十吋マテ張出スヲ得而シテ其 軒蛇腹ヲ周壁前十八时マテ張出スヲ得ヘシ」としている こと、第4項では、突出部と雨滴の道路上への滴下の関 係と、例外的なものの他は「市街ノ前面線外ニ向テ家屋 ョリー切張出シ造ヲナスヘカラス」との原則を紹介して いる。この曽禰の抜萃は、曽禰自身が「成ルヘク原文ノ 字句ヲ遺サス訳出センコトヲ務メ」たと述べており、何 等の解説も附されていないいが、欧米建築條例における 突出制限が、建築の各部位ごとに、或いは道路幅の広狭 などと関係づけて、どの様な範囲まで許すかという形の 規定であることを紹介する結果となった。

建築雑誌46号 (1890年10月号) 以後, 数回にわたって 掲載された「家屋ニ関スル仏国ノ法律条例及布告」(資料 一3)は、翻訳が正確でない様であるが、同誌62号(1892 年3月)の1795年10月15日法令の紹介の部分で「若シ屋 前ニ軒庇等ヲ突出セシメ道路ノ妨碍ヲ生セシムル等ノ犯 則人アルトキハ必ラズ此図(道路の方向広狭を示した一 引用者注)ニ照シテ之ヲ退却セシムベシ」と突出制限の 原則が示され、更に「但シ此家屋ノ表面ヲ退却セシムル コトハ之ヲ修復シ又ハ再建スル際ニ非ザレバ此命令ヲ下 スコトヲ得ズ」と既存不適格に対しては改築・再築まで 猶予することが示され, もし直ちに退却させるときは, 「其邑市街人ヲシテ此家屋ノ所有主ニ不時損失ノ実価ヲ 正シ償ヲ出スベシ」と補償の原則も紹介された。この翻 訳者は妻木頼黄と思われる(連載第6回に妻木の名があ る)。彼は、同誌48号 (1890年12月号) には「伯林府建 築條例抜萃 | をのせているが、これは唯一回で未完とな っており,建築線に関する規定は載っていない。しかし, この時期に東京市区改正委員会の建築条例の起草にあた ったといわれる妻木が、これら仏・独の条例を翻訳し、 欧米の建築線(という用語は使われていないが)の突出 制限に関する知識を持っていたことがわかる180。東京市 区改正委員会の東京市建築条例案については、相当尨大 な内容のものであり、中庭のとり方等に関する規定など

の「むずかしき」条項があったといわれ、当然、これ等 欧米の建築条例の突出制限規定を参考にした規定があっ たと思われるが、残念ながら現在のところ内容が知られ ていない。

明治期後半になると欧米建築条例に関する研究は一層 進んだようである。建築雑誌216号 (1904年12月号)より 4回にわたって、中村達太郎の「欧米建築条例の比較」 がのっている(中村,1904~1905)。これは、もはや単な る欧米建築条例の翻訳紹介ではなく、ロンドン、ベルリ ン,パリ,ニューヨーク,ワシントン等の諸都市の建築 条例を各項目ごとに横断的に比較検討して整理し,時に, 日本で建築条例をつくる場合どう考えるべきかについて も見解も示している。第3回(1905年3月)では第3章 として「突出」を扱っている。まず「突出とは張出橡、 蛇腹、其他総て建物外壁面より外方へ差出でたるものを いふ突出の種類に依りては往来の妨害になるものあり又 は火災を招くの因となるものあり其他構造上危険なるも の等あり得る…」と、突出の定義と突出規制の必要につ いて述べているが、中村の突出制限の理解がわかって興 味深い。突出をここでは建物外壁面よりの突出と理解し ており, 道路境界線あるいは建築線からの突出とは述べ ていない。 更に諸外国の 突出制限を,「往来の安寧に関 するもの」「堅牢及火災に関するもの」に区分して紹介し ている。「往来の安寧に関するもの」は、建物の下部にお ける突出であるとして, 根石及び階段, 空掘及地窖, 店 の前飾, 窓障子, 雨垂, 仮設物にわけて整理している。 諸外国の突出制限が、突出するものの種類、道路の幅・ 歩道の幅、地域の性格により詳細に行なわれていること を示した上で「倫敦に於ては道路境界内へ建物下部を張 出すことを禁じあれど巴里、伯林等に於ては或る制限内 にて之を許しあり、 米国華聖頓に 於ては 商業地の 道路 (Business streets) 即ち往来繁き所にては突出を許さざ れど他の所に於ては之を許せり」と要約し、「若我国に於 て建築條例を編成するに當ては倫敦の如く根石及び階段 の歩道に突出することを禁ずるは至当なるべし但柱片蓋 類の根石の如く短きものは或る制限を設けて之を許した きものなり」と日本への適用についても考察している。 「堅牢及火災に関するもの」に関しては、店前飾、地付 張出窓、持出張出窓及張出小塔等にわけて各都市条例を 相互比較し、下端高さの規定、道路幅との関係、建物総 幅との関係を紹介している。そして「通行人の頭上にあ る突出及び私有地にある突出は通行の妨害を為さざるゆ **ゑ制限を設くるの必要なきが如く見ゆれども尚火災又は** 堅牢に関して其否らざるを知るべきなり」とし、「倫敦及 び紐克に於ては建物上部にありて通行人の妨げにならざ る張出窓と雖も尚建築線より一呎以上突出せしむること を禁じあり然るに伯林及巴理に於てはそれより余分に突 出せしむることを得しむるなり」とまとめている。中村 達太郎は東京帝国大学等で建築法規の講義を長く担当しており、ここで述べられている様な点が、当時の建築家 達の共通の知識になっていたと見て良いであろう。

1906年に東京市の依嘱を受けて建築条例の起草にあた った建築学会が欧米の諸都市の建築条例を多数(238冊 にのぼったという)収集し翻訳をおこない、立案の参考 としたことは良く知られている(資料-10)。この収集資 料全体を検討することは出来なかった(存在不明のもの もある)が、その一部を見ることが出来た(資料一6)。 この内「倫敦, グラスゴー, マンチェスター,ダブリン, 海峡植民地,香港,建築條例要項分類」(資料,6-3)は, 各々の建築条例の内容を細目次の形で整理し、更にそれ ぞれの関連項目を相互比較出来る様に一覧表の形に英語 で抜き書きしたものである。例えば, Rules as to Projections, 即ち, 突出する場合の規則の項では, ロンド ンの1894年建築条例の関係条項を(Balconie, Shopfront や Bay については図解入りで) 抜き書きし、他の諸都 市の対応条項は対照出来るように横に並べて抜き書きし ている。資料-10によると、この「要項分類」は、この 他にニューヨーク、ボストンなど12都市についてのもの もあった様である。また、外国条例の翻訳では「現行伯 林府建築条例(抜萃)」(資料6-1)は、第一編第一章道 路トノ関係などの章では接道義務に関する重要な規定を 含むのであるが、極めて簡略化して抜書しているが、第 十四章突出制限の部分は相当詳細に抜書きしている。こ れ等の研究の上にたって、起稿された東京市建築条例案 (1913)が、接道義務の規定を欠きながら、突出制限に関 しては、これを認める方向の詳細煩瑣な規定をもってい たのは或意味では当然といえる。

#### (3) 道路空間への突出制限規定の型と問題点

本項では、明治初年から市街地建築物法にいたる、諸 布達、地方条例、法令案に見られる道路空間への建築物 等の突出制限規定を幾つかの型に分類し検討する。突出 制限規定の型は大別すると次のようになる。

- A 突出全面禁止 A-1既存不適格取壊し A-2既存不適格猶予
- B 本家屋敷地内後退, 道路への突出禁止
- C 突出を許容する特別の範囲を道路空間に設定
- D 原則禁止,特例的突出は許可
  - D-1 個々の建築部位ごとに突出限界を指定
  - D-2 地盤面下の突出の扱い
  - D-3 時間的制限,時間的許可
  - D-4 公共性の高いものは許可

これ等の分類ごとに具体例について説明する(図-2参照)。なお、取りあげる事例の内、明治期前半のものの多くは、その成立、廃止の経緯について、本研究"その3"(石田・池田、1981 a)で述べているので参照されたい。

# (ア) 突出全面禁止, 既存不適格取壊し (A-1)

突出制限として最も厳しいものであるが, 一方, 現実 に大量の既存不適格がある状況では行なわれ難い面を持 っていた。明治以後の事例は極めて少ない。もっとも明 確にこの立場をとっていたものは、1872年(明治5年) 10月の東京府第720号町触で、「府下往環幷下水中等へ自 儘ニ家作又ハ床店葭簀等張出候モノ」に対して期限(庇. 床店葭簀は15日間,家作は35日間)を切って取払を命じ 「等閑候節ハ」,庇等は「無用捨取毀」を行なうとしてい る (資料-19,53巻,pp.614~615),。この町触は「自 儘二」という言葉を使っており、許可を受ければ良いと いう印象も与えるが、1870年3月の「防火上家屋制限」 が「古家タリトモ地伏外道式掛出」を禁じていることか ら見て, 既存不適格の全てに対して期限付取壊しを命ず る趣旨と思われる。しかし実際に取壊しが行なわれ得な かったことは、その後も繰返し突出制限に関して布達が 出されていることからも確かめられる。実現困難なこの 様な型の規則が、繰返し出されることによって、市民に この様な規則を等閑する傾向をつくり出しているとさえ いえるのである。

#### (f) 突出全面禁止, 既存不適格猶予 (A-2)

大量の建築物及びその部分が、現に"既存"道路空間を侵している状況の下では、"既存"道路とは何かが問題とならざるを得ない。明治初年の東京・大阪などの市街地の実態は、まさにこの様な状況であった。このような状況でとり得る方法としては、建築(街路境界)線を定め、突出全面禁止の原則をたてた上で、既存不適格に対しては焼失時あるいは改築時まで取壊しを猶予するのが適切な方法であったといえる。明治初年の突出制限規定には、この型のものが多いが、既存不適格の大量存在とともに、頻々と大火があり、火災による更新の可能性が大きかったことも反映しているといえる。

1870年5月京都府の「府下街上或ハ川岸エ家屋建出有 之分漸次取除可申事」(資料-20),同年7月神奈川県の 「建物」布達 (資料-4), 1871年3月大阪府の「道路ラ 狭隘ナラシム可ラサル件(道路経界令)」(資料-21, pp. 188~189) 等はこの型である。大阪府の「道路経界令」 は「自儘ニ経界ヲ侵シ、建家出シ店等致」ているものに 対し「取毀可申付筈ニ候へ共,忽難渋可致候間,在来ノ 分へ其儘差置 (傍点引用者)」とのべ、「向後焼失跡幷新 規建家等」から既定道路幅を回復するとしている。しか し,この様な方法で既存道路空間を回復するには、①既 存道路境界線の明確化,あるいは建築線の明示,②新築 ・改築時に規制を確実に執行してゆく体制の確立と維 持,③住民自身に既存道路空間を侵していることを認識 させ、突出制限の意義を理解させる啓発など、多くの困 難な課題があり,これ等を完全にやり切るだけの行政側 の意識も不充分であった。70年をかけて、ほぼ完全にこ の事業やり切った大阪の例(石田・池田, 1981 a:177~183)は極めて稀な例である。現在の二項道路問題も,これと共通する問題を含んでいるといえる。

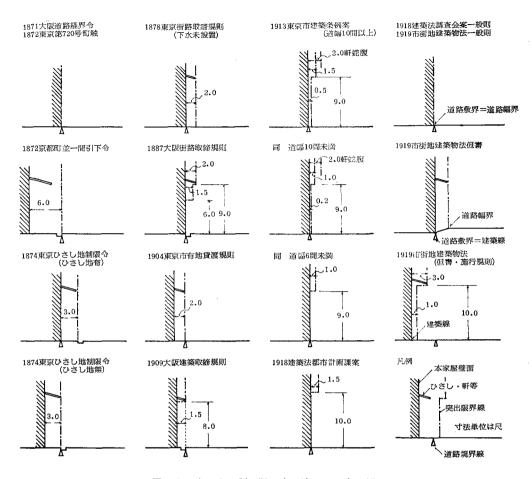
#### (ウ) 本家屋敷地内後退指定, 道路への突出禁止(B)

庇・軒・蛇腹等の建築物の部分が道路空間に突出するのを禁止するため、本家屋部分の建築位置を、あらかじめ敷地内で道路境界から一定距離後退させる様指定する方法である。日本家屋では、出入口は勿論、窓等にも庇をつけるのが一般的であり、軒も必ず出ている。しかも明治初年までは、家主所有の本家屋に借家人が庇・下屋をつけることが慣習化していた。このため、本家屋が道路境界線際に建設されれば、庇・下屋は必然的に道路空間に突出することになり、その意味で本家屋をあらかじめ後退させておくという、この制限方法は一定の合理性を持っていた。この型の規制として有名なのは、1909年8月大阪府建築取締規則(大阪府令第74号)における1尺5寸引下げであるが、この型の制限は明治初年にまでさかのぼる事ができる。

1874年1月東京府達「庇地制限令」(資料-19,56巻, p. 66) は、その第2項で「庇地無之町々並士地」に対し 「在来下水際ヨリ三尺引下本家取建,三尺通リハ庇地補 理可致事」と定めている。これは, 商店の場合, 通常本家 屋から3尺程度庇が突出されるが、これが官道を侵さな いように、本家屋を民有地内であらかじめ3尺引下げさ せたもので、明らかにこの型の突出制限である。また、 1872年4月京都府の「町並一間引下令」(資料-20, p. 23) は、京都市中の全ての官道について、その広狭にか かわらず本家屋(後には高塀板囲も)の一間引下げを命 じた些か強引な制度であり、真のねらいは道路拡幅にあ ったと思われるが、制定後の説明では、その趣旨はこの 型の規制を行なうことであると強調している。これ等の 明治初年の規制は、後退距離が大きかった事、地租改正 により土地所有権が確立した時期であった事などから反 対が強く、両事例とも約10年で廃止された。

この様な、いわば後退建築線に関しては、その後退の限度、建築制限を受ける土地に対する補償の問題が論議になって来る。1875年プロシャ街路線及び建築線法では、後退建築線の限度を3mとしていたし(同法第1条4項)、後退建築線が建築物にかかる場合には補償が規定されていた(同法第13条2項)。明治初年のこの2つの事例は、後退限度は0.9mと1.8mとプロシャの場合より小さかったとはいえ、既成市街地であることから、これにかかる建物は極めて多かったが、補償は考えられていなかった。ただ、京都の場合、地租の減免が行なわれていた様であるがその内容は明らかではない。

1900年代になると,再びこの型の制限規定が地方建築 規則等に現れる。即ち,1904年5月の東京「市有地貸渡 規則」改正,1909年8月大阪府建築取締規則,1913年2



図一2 突 出 制 限 方 法 の 事 例

月朝鮮総督府市街地建築取締規則などである。

東京の市有地貸渡規則では「家屋へ道路攝界線ョリ二尺ノ距離ヲ存スベシ」「庇ハ 借地外ニ(道路空間にの意一引用者注)出スベカラズ」と規定していた(資料一22)。大阪府建築取締規則では、第15条で「道路又ハ通路ニ沿フ建造物ハ道路及通路トノ間ニー尺五寸以上ノ距離ヲ存スルコトヲ要ス」と規定し、更に「前項ノ距離ハ建造物ノ外側ヨリ道路又ハ通路ノ境界線ニ至ル間ヲ以テ之ヲ測算ス」と、道路境界線から1尺5寸以上の建物(外側)後退を規定していた。第16条ではさらに「雨水溝外側縁石ノ上端(雨水溝ナキ場合ハ建物前面ノ地面ヨリトス)ヨリ高八尺以上ニ在ル軒、螻羽、庇及其ノ持送リハ前条第二項ノ外側ト看做ササルモ道路又ハ通路ノ部分ヲ侵スコトヲ得ス外開扉亦同シ」と規定している(資料一2)。朝鮮総督府市街建築取締規則は、第3条1項2号で、

「建物の基礎は公共道路との境界線より1尺5寸以上の 距離を保ち之を築造すべきこと」と定められ、同時に、 「建物及門戸牆壁の軒先、螻羽、庇、持送等を公共道路 上に突出せしめさること」としていた(資料一9)。

大阪府建築取締規則の立案に当った池田実は、1尺5寸引下げについて、「大阪で古くから出来て居る家も斯う云ふ造り方をやったものと見えまして、一尺五寸は餘り困難な問題ではなかろうと思います。大概は二尺から二尺五寸もあります」と述べ(池田実、1909)、道路への突出を制限するのに必要な統一的クリアランスを想定することが可能な状況があったし、その様な慣習もあったと説明している。

1918年12月の都市計画調査委員会がまとめた建築法調査会案は「建築線ガ道路境界ヨリ後退シテ指定セラレタルトキ」「道路境界線ヲ超過セサル範囲」で「蛇腹,

軒, 庇及基礎」を建築線をこえて突出できるという案であり、これは、ほとんどそのまま1919年市街地建築物法第9条になった。この規定は、後退建築線が指定されたときの特例ではあるが、この型の突出制限といえる。ただ考え方としては、市街地の道路沿いに建つ建築には、軒, 庇の有無、その「出」において差異があり、この規定は、この差異にかかわらず「メーンウォール」を揃える為の特例的措置として議論されており、これを一般則とした大阪府建築取締規則とはやや異なるといえよう。(土) 突出を認める特別の範囲を道路空間に設定(C)

これは道路空間を一様なものと考えず、建築敷地に接する部分を特別な道路空間と考え、そこには建築物の部分である庇や軒の突出を許容するというだけでなく、或意味では積極的に、即ち道路の機能の1つである歩行者の通行にプラスであると考えて突出を認めているとも考えられる。そして、この規制方法は、前項の建築敷地内における本家屋の後退の規定の中のあるものとは、庇下の空間を道路空間の内でとるか、敷地内民有地を削って創出するかの違いにすぎないともいえる。

この型の規制手法は、江戸時代の「庇地」、雪国の「雁木」などに見られるように、どちらかといえば旧い制度である。1874年1月東京府の「庇地制限令」布達の第1項は、この型の制限であったが、本来建築物及びその部分の突出が認められない公共道路空間の一部に、歩行者・買物客の便宜の為、いわば共同の空間として設けたものであり、これらの共同の利便を損なうような行為、即ち、商品の積置き、戸境の閉塞、屋内空間化は厳しく禁じられる筈のものであったが、この事が曖昧化され、私的空間化され、土地所有権の帰属さえ不明確になり、1881年5月廃止された(石田・池田、1981 a:168~172)。

その後,この型の規制の本格的なものは現れなかったが,これは,この型の規制が慣習的性格の強いものである事を窺わせる。

ただ理念が違うが道路空間の一部を突出に関して特別な範囲として扱ったものとしては、下水の予定地として「道式二尺」への庇等の突出を認めた1878年6月の東京の街路取締規則第18条、法面等「道路敷地ノ境界線」と「道路幅ノ境界線」の中間は建築物の部分の突出が認められるという市街地建築物法第9条の解釈(内田、1921)などは、強いてあげればこの型に属するといえよう。

現行法規でもアーケード、日覆い等の設置は歩道上では特例的に扱われている。1913年東京市建築条例案(建築学会)の第43条では、日遮の「歩道縁石」迄の張出しを認めていた。歩道を突出の点で特例的に扱うのも、歩行者空間としての歩道の機能にプラスになる限りにおいてであり、その意味でこの型の規制なのである。

(d) 原則的禁止,条件付特例的突出許可(D)

現在の建築基準法の突出制限規定は、前述のように、原則的に建築物及びその部分の道路空間への突出を禁止した上で、特例的に許可しているが、その許可は公共の必要性という観点からのものに限定されており、単なる軒・庇等は認められないもので、D-4に相当する。

しかし、市街地建築物法以前はこの型が少なくなかったが、相当広く条件付許可の範囲を設けていた。多くは対象物と突出方法を限定して許容するもの(D-1)であり、特別なものとして地盤面下の場合(D-2)、時間的制限・時間的許可(D-3)がある。

建物の部分について、その部位ごとに、道路面からの高さとの関係で制限をするD-1の型は、いわば欧米型ともいえるもので、欧米の建築条例、警察規則の研究にもとづきつくられたものと考えられる。

1886年(明治19年)12月に全面改訂された大阪府街路 取締規則は、この型のものとしては初期に属する。この 規則は、第4条で「街路ニ建物、軒檐、旗柱、招牌、物 干等ヲ設ケ又ハ出スヘカラス」と原則的禁止を明確にし た上で、第5条で例外的に突出を許可する範囲を、「軒 檐ハ地盤ヲ距ル九尺以上ハ弐尺、六尺以上ハ一尺五寸以 内」「日除ハ布類ヲ用ヒ道幅三間以上ノ場所ニ於テ地盤ヲ 距ル七尺以上ニ限リー尺五寸」等と、突出する物、地盤 面上の高さおよび道幅などの関係から定めており(資料 一21)、欧米建築警察条例との共通性が感じられる。

1913年に建築学会がまとめた東京市建築条例案は,前 述(本論文2-2)のように、公定建築線を「建物ノ道路 ニ対スル制限線」と定義しているが、第39条で「道路ニ 面スル建物ハ公定建築線外ニ突出セシムヘカラス」と突 出禁止の原則を定めた上で、第40~45条、47条で特例的 に公定建築線外に突出できる限度について出窓・店窓, 庇, 椽側, 蛇腹, 樋, 側石等の建物の部分, 雨除庇, 旗 竿,招牌,燈火等の建築物付属物,日遮,外開き窓・出 入口等に区分し,道路幅(6間未満,10間未満,10間以 上の3区分),路面上高さ(9尺未満 9尺以上の2区分) により突出限界を詳細に定めている。例えば10間以上の 道路では、公定建築線外(道路空間へと考えて良い)へ 突出できる限界を,軒蛇腹は2尺,出窓・店窓,庇,椽 側、蛇腹、樋、側石等は、路面上9尺以上で1尺5寸迄、 9尺未満の場合は5寸迄などと定めている。又6間未満 の道路については、第41条で、一応「何物ヲモ公定建築 線外ニ突出セシムルコトヲ得ス」と全面禁止を定めなが ら, 同条但書で路面上9尺以上では, 軒蛇腹は2尺, 出 窓・庇等は1尺までの突出を認めるなどと規定し、欧米 建築条例なみに詳細で煩瑣である(資料―11)。これを例 えばベルリン市建築条例と比較すると,道幅20m,路面 上3 m以上の出窓でみれば、ベルリン市建築条例の突出 限界が1 mであるのに対し、東京市建築条例案では1尺 5寸 (45cm) に抑えられているのに対し、道幅15m以下

で路面上3 m以上の出窓等でみれば、ベルリンでは一切認められないのに対し、東京市建築条例案では、いかに狭くとも、1尺(30cm)までは認められることになっていた。当時の東京の道路は少数の幹線道路以外は6間未満であったから、実質的にはベルリン等より緩い制限であったといえよう。

これらの点からみて、建築学会の考え方は、条文の上では、道路空間への突出を原則的に禁じているとはいえ、 実質的には、条件付で突出を認める考え方が主流であり、 特例的に認めるというより、一般的に認めるという制度 であった。

1918年12月7日に都市計画調査委員会に提出された建築法都市計画課原案も,第11条1項で「建築物へ建築線ョリ突出セシムルコトヲ得ス」と突出禁止の原則を示しながら,同条2項で「建築物ノ蛇腹,軒,庇ノ類ハ最下端道路面上十尺以上(中略)ニ在ル場合ニ限リ命令ノ定ムル処ニ処リ之ヲ建築線ヨリ突出セシムルコトヲ得但シ道路境界線ヨリ一尺五寸ヲ超過セシムルコトヲ得ス」として,9尺が10尺になったことを除いて,ほとんど建築学会の東京市建築条例案と同じ内容の許容規定であった。これは,都市計画課と協力して起草にあたった建築家委員の意見が反映したものと思われる(これについては4章でもふれる)。

地下室,ドライエリア,基礎等が問題となるのは1910年代以後である。これらについて規定したものとしては1913年の建築学会東京市建築条例案,1918年建築法都市計画課案など限られている。建築学会案では「地窖」を一定の条件の下で歩道下に設けることを認めている。又,都市計画課案では、地下4尺以下にある基礎は1尺5寸迄道路敷地内に突出できるとしていたが調査委員会では反対が強く、同委員会最終案では、後退建築線指定の場合、道路境界線までは基礎の突出を認めているが、地下建築やドライエリアは道路法にゆずることになった。

時間的突出制限あるいは許可(D-3)という規制方法は極めて特殊な事例である。ある時間だけ突出を制限するというやり方は、江戸時代の大阪で「諸侯儀仗行列」時に、一時的に「おだれ」を取払わせたという例があるが(玉置,1974)、明治以後の例は知らない。時間的突出許可の例としては、1877年3月大阪の「違式註違条例施行ニ付キ心得方ノ件」で「軒先切縮ノ場所ニ限リ、壱尺六寸迄ノ日覆実地検分ノ上日之內差免候事(傍点引用者)」という規定があり、これは1883年9月の街路取締規則にも引きつがれたが(資料-21)、特殊なものであり、他にはあまり例を見ない。

#### (4) まとめ

建築物および建築物の部分の既存道路空間への突出制

限の趣旨は、勿論、道路空間の確保であるが、その意義 としては次の様なものが考えられた。

- (i) 人・車等の通行空間の確保。中村(1904)の指摘する様に、比較的下部における突出が問題になる。したがって路面上の高さとの関係での規制方法が考えられる。
- (ii) 構造安全性の確保。交通の妨害とならない上部 空間での突出でも、安全性の点から突出限界と構造が問 題となる。
- (iii) 軒・庇からの雨水の溢れによる路面 損傷 の 防止。下水外への突出禁止という規定の 方法は、下水 溝が道路境界線である場合 が多い ことによるが、 同時に「檐滴溝中ニ落ルノ距離ニシテ街道ニ雨水濫流シ道路ヲ 荒廃」 190 しない為でもある。
- (iv) 火災延焼防止,消防活動の障害排除。可燃物で 葺かれた木造家屋の軒・庇が狭い道路の両側から突出し て来ると、防火上極めて危険であった。
- (v) 電柱等の新しい他の道路占有物との競合の解決。明治初年の銀座通りの電信柱などは車道に立っていて、建築物等の突出との競合は少なかったが、明治期後半になると、この種の新しい道路占有物がふえ、又道路交通もふえ、競合関係が顕著になる。都市計画調査委員会でも、この点が論議される。
- (vi) 町並の美観からの突出制限または突出物の整一化。建築家達が特に注目した趣旨はこの点であった。一般的に建築線を定め、建築物の部分の突出も全面的に抑えてしまうと本家屋が不揃いになるという消極的な意味からこの点を考え、あるいは、積極的に、後退建築線に壁面を揃える機能を期待する考え方まであった。

これらの突出制限の意義の内, 江戸時代から比較的重視され, 理解されていたのは, (i), (iii), (iv) であった。しかし, (i)に関しては, 底・軒等は歩行者の通行空間を侵さず, むしろ歩行者にとってプラスの面もあり, 底の突出が禁止されるというより, 底下の閉塞が問題とされた。(iv)に関しても, 丈夫な底は消防活動に有利だという考え方さえあり, 明治初年においても, 既存空間への突出制限を(規則では規定しても)厳密に行なう状況ではなく, 既存不適格が尨大に存在していた。道路側の取締規則でも, 1880年代の後半においてさえ道路空間への建物の部分の突出を認めていた程である。

1900年代に入り欧米建築条例の研究が進むにつれ、建築家の考えは町並みの美観などの観点も加えながら、これ等の道路空間確保の意義と矛盾しない方法で、いかなる範囲で突出を認めるか、という点を工夫する方向に進み、1913年東京市建築条例案の様な精緻な規定を案出するに到る。

しかし、道路側から見れば、路面電車の敷設、車馬交通の増大などの交通需要の増大にともない、より広い交通空間(幅員においても、上部空間においても)を必要

とし、又、電柱等の増大による、これら新しい道路占有物との競合の激化もあって、道路空間への突出をより厳しくする必要にせまられていた。また、市街地の外延が急速に進むなかで、単に建築物等の突出制限を既存道路空間に対するものに留めず、予定道路空間にまで適用する必要性も増大していたといえる。

市街地建築物法が立案されようとしていた時期は、そ のような時期であった。

#### 3-2 高さ制限の基線としての後退建築線

#### (1) はじめに

現行建築基準法では、第56条第1項で、建築物の各部 分の高さの限度を、その部分から前面道路の反対側の境 界線までの水平距離に、1.25 (住居系地域内)または1.5 (その他の地域内)を乗じたものとすると定めている。 いわゆる「前面道路斜線制限」である。この様な制度を 定式化したのも1919年市街地建築物法であった。同法第 11条で、建築物の「高」は「……前面道路ノ幅員等ヲ参 酌シ勅令ヲ以テ必要ナ規定ヲ設クルコトヲ得」とし、こ れを受け、同法施行令第7条で「建築物各部分ノ高ハ其 ノ部分ヨリ建築物ノ敷地ノ前面道路ノ対側境界線迄ノ水 平距離ノ一倍四分ノーヲ超過スルコトヲ得ス且其ノ前面 道路幅員ノ一倍四分ノーニ二十五尺ヲ加ヘタルモノヲ限 度トス但シ住居地域外ニ在ル建築物ニ付テハー倍四分ノ 一ヲ一倍二分ノートス」と、道路幅による頭打ちの規定 を除けば現在の「前面道路斜線制限」とほとんど同じ規 定をしていた。

前面道路による斜線制限それ自体は建築線と直接関係がない。問題は現在の道路境界線と異る建築線が指定されている場合であり、それも、いま建築物を建築しようとしている敷地の側における後退建築線は、もともと建築物が後退すれば後退距離の1.25または1.5倍ずつ高さの限度が増すのであるから、高さ制限には実質的に関係がない。建築線が高さ制限に関係して来るのは前面道路の向い側にある後退建築線を斜線制限上考慮する場合と、道路幅と建築線間幅が違うことによって絶対高さの制限が変る場合である。

現行建築基準法では、建築線の規定はないが、壁面線 (同法第47条) に関し、同法施行令第135条第1項で、 前面道路の反対側にある壁面線を「前面道路斜線制限」 の基線とみなすという規定を設けており、また計画道路 がある場合、これを前面道路とみなす規定(同令131条の 2第2項) もある。市街地建築物法施行令でも、第9条 で、「道路境界線カ建築線ト一致セサル場合ニ於テハ道 路境界線又ハ道路幅員ニ関スル前二条ノ規定ノ適用ニ関 シ建築線ヲ其ノ道路境界線ト看做ス」と定めている。要 するに、一般的には「道路敷地ノ境界線ヲ以テ建築線」 としていることと合せて考えるなら、建物の各部の高さ に関する制限は「前面道路の対側建築線」を基線とした 斜線制限と「建築線間幅」にもとづく絶対高さによって 規定されていたのである。これが、建築物の高さ制限の 基線としての「後退」建築線の問題である。

江戸時代、建築物の高さ制限に関しては、江戸・大坂で3階建の禁止が行なわれたし、全国的に町屋は15尺程度の軒高制限があったといわれるが、木造建築による日本の都市では、道路幅に応じて建築物の高さを制限するという発想は少なかったようである。道路幅の広狭に応じた建物高さ制限を行ない、更にその場合、道路境界線にかわって建築線を基線とするという考え方は、欧米建築条例の導入によって日本にもたらされたと見て良いであろう。本節ではこの点を検討する。

#### (2) 欧米建築条例の高さ制限の導入と建築線

1872年2月26日大火後の復興計画、特に銀座の煉瓦街 建設は有名であるが、火災後、ウォートルスの原案にも とづき東京府は「煉化石建築方法」および「家屋建築方 法」を同年3月13日に布達した(資料-19,52巻,pp. 878~880)。 この中で、 建築法を四等に区分し、その高 さ、壁厚等を規定しており、道路の等級に対応して家屋 建築の等級を定めていたという。この復興計画の立案に 当って意見を求められた外国人技師の内、シー・エ・マ コビーン (工部省測量司) は「東京府下ノ市街及家屋造 作ノ儀ニ付至常ノ定則」を1872年4月19日に工部省に提 出しているが(マコビーン, 1872), その中に「市中建家 ノ高サ」という 項があり、「凡テ市街ノ 側ニ建ツベキ家 屋ハ、其高サ其家屋ノ前面ヨリ其町ノ向側ニテノ距離ニ 越ユベカラズ」という規定がある。これは、建物高さを 道路幅の広狭と結びつけるという欧米の高さ制限を日本 に紹介し、導入しようとした最も初期の試みである。

曽禰達蔵は1886年に工学会誌に「英国首府家屋條例抜 萃」を発表しているが(曽禰, 1887), この中には建物高 さと壁厚に関する規定の紹介はあるが、道路幅と建物高 さを関連づけた条項はない。曽禰は1892年4月に建築学 会で「家屋ノ高ニ付テ」という題で講演をしている(曽 禰、1892)。 曽禰は当時、三菱社の社員として丸の内の計 画に当って居たが、この講演の冒頭で「私ノ目下関係致 シマスル建築ハ市区改正ニ伴ツテ行クベキモノデシテ其 位置へ東京市街ノ大略眞中デハアリ且又夫レガーツニツ デハナササウデスカラドウカ高低ノナイヤウニ不規則ニ ナラナイヤウナモノニシタイ」という考えで「家屋ノ高」 について研究したと述べている。そうして建物の高さを 規定する要素を9つ並べ、その最後に「道路ノ幅員」を あげ、次の様に述べている。「是レハ全ク市街ニ関スル 事デスガ光線ノ入ヤ空気ノ流通等ハ擱イテ単ニ市街ノ品 位価格カラ論ズルノデ例へバ道路ノ幅員弐拾間モアル大 都會ノ市街ニ建ツ所ノ家屋ガ僅カニ十五尺カ二十尺ノ軒

高デアリマシタナラバ壮観ノ得ラレヨウ筈モナク折角ノ 大規模モ之ガ爲メニ傷ハレ却テ大市街ノ品位ヲ落シマス 即チ幅広キ市街ニハ家屋ノ高サモ之ニ釣合ハシテ高クス ルガ相當デアリマショウ」(曽禰, 1892: 257)。

これは、次項で見る森林太郎(鷗外)などの考え方とは全く逆であって、高さを道路幅にあわせて抑制するのではなしに、道路幅に「釣合ハシテ高クスル」というのであり、いかにも建築家らしい発想である。なお、この講演で曽禰が「東京市区ノ改正ガ出来マシタ暁、建築条例が出来マスル際(傍点引用者)」と述べているのも次項で述べる森の速やかに建築条例をつくれという見解と対比すると興味深い。

さて、この講演で曽禰はフランスの1884年建築条例を例に道路幅と家屋の高さの関係を「巴里市ノ家屋ノ高サハ其家屋ノ家並線ニ沿フモノハ之ヲ公道ノ幅ニ由テ制限シ家並線ヨリ退ケテ建ツルモノハ之ヲ其実際ノ幅ニ由テ定ムトアリマス」と説明し、更に数値をあげている。この説明によって、前面道路幅と建物高さの関係のつけ方および建物が道路境界線より後退している場合は道路幅でなく建物間の「実際ノ幅」によるなどの方法が紹介されたが、後退建築線間の幅とは述べてはいない。

中村達太郎は「欧米建築條例の 比較」(中村、1904~ 1905)「第1章建物の高」の中で、「道幅に関しての高」 をロンドン,ベルリン,パリ,ローマ等の例を詳細に紹 介し、①制限は「其高を道幅の何倍以内とすべしと制限 する方法」と「道幅何尺迄は高何尺迄と規定する」方法の **2**つがあり、②前者は1倍の都市と1.5倍の都市があるこ と、③前者の場合にも絶対高さ制限があること、④建物 が道路境界線より退ってある場合は高さを増せる規定、 ⑤角地で道路に面する場合の規定、⑥片側道の場合の規 定などを数値入り、図入りで紹介している。また「道路 境界線より退かしめて建てる場合 (傍点引用者)」の紹介 もあり、ロンドンで「道路を隔てて向側建物の外壁迄」 を道路幅のかわりに使っていることなどを述べており、 後退建築線(この用語は使っていないが)と建築物の高 さの問題を含めて、後に市街地建築物法で制度化された 道路沿いの建物の高さ制限を検討する材料は、既にこの 時期に揃っていたといって良い。

しかし、では建築条例をただちにつくり、高さ制限を 行なうべしという主張になるかというとそうではない。 曽禰は前述の様に、建築条例を市区改正が出来た後のこ とと考えていたし、中村も「我国現況に徴するに普通家 屋の高を制限するには未だ其必要の時期に達せざる如し (中村、1904:678)」と述べ、消極的である。洋風建築が 未だ少ないという理由によるのか、構造上の問題など高 さ制限の基準を考える上で未解決の問題があるからなの か明確ではないが、不可解なことであった。

#### (3) 森林太郎 (鷗外) の建築線に関する言及

森林太郎(鷗外)が公衆衛生・都市問題に関する論説 を多く著わしていることは良く知られているが、建築線 に言及したのも、我国では極めて早い時期であった事は 既に指摘した(本論文2-1)。

「市区改正ハ果シテ衛生上ノ問題ニ非ザルカ」(森, 1889) は森林太郎の市区改正に関する見解をよく示して いるものとして、今迄もしばしば紹介されて来た(柴田, 1968;石田, 1979;今井, 1979)。この中で森は,公衆衛生の 観点から、市区改正計画をたてるに当って検討しておか なければならない課題を市区改正の 前 業 として次 々にあげ、それについて自身の見解を述べている。そして 「街衢下広巷ノ制」について述べた部分で、街路幅員は 交通の観点から考えるのは当然としながらも、「単ニ衛生 家タルノ資格ヲ以テ之(道路幅員一引用者注)ヲ論ズル トキハ緯度ノ高低ト日射ノ脩短トヲ測リ街ヲ隔テテ相対 スルノ人家ノ正面ニ陰翳ヲ生ゼザルヲ主眼トス」とのべ ている。この街路とそれに沿う建物の高さの関係を日照 採光の点から規定せよという考え方は、後に建築学会で 行なった講演でも強調しているところである(森, 1893)。 次いで森は、街幅は採光上十分な幅があれば、公衆衛生 上はそれより広いことを望まない、街路が広すぎること は塵埃がたつだけだといい,「若地ニ余裕ア ラバ宜シク 家々ノ中間ニ空地ヲ留ムベシ宜ク 退 線 ノ法ヲ設ケ家 々ノ前ニ小園ヲ築カシムベシ」と述べている。これは典 型的な後退建築線の使い方であり、道路境界線より後退 して建築線を指定し前庭をとらせ、その建築線間距離で 建物高さを規制しようというのである。

1890年6月の『衛生新誌』22号に掲載された「屋制新議」(森,1890)は、独逸公衆衛生学会第十五会において論議された「屋制」の草案と、それに関する起草者の論説を紹介したものであり、その中で森自身の「我府建築条例」に関する見解も若干述べられている。

建築線に関する部分は、連邦屋制草案の翻訳部分にだけ出て来るので森自身の建築線に関する見解を知ることが出来ないのは残念であるが、簡単に見ておこう。

翻訳紹介された屋制草案の中で建築線に関係あるのは第1条,2条,3条である。第1条1項は「街を置き拡め又改むることは、官の定めたる建築図案に依りてなすべし」と、街路は公に計画決定された建築図案(原文はBebauungsplan か)に依らなければならないという事を示し、同条第3項では「建築図案は或る街、又或る街の。命分に対して建築線を引退きて家を建つること(前園を置くこと)一中略一を定案とすることを得べし」とある。圏点のつけ方から見て、森が後退建築線に関心を持っていたことがわかる。

第2条1項は「あいるのののでは向ひの家の建 家線までの距離を除ゆべからず」となっており、更に、 第3条1項で、「已に屋ある建築地」について、従来の建物の高さが制限をこえていた場合、街路に沿う建物の高さを「向ひの家の建築線までの距離の一と二分の一」に 緩和できることが示されている。

この条文では「向ひの家の建築線までの距離」と、は じめて、前面道路反対側の建築線が、道路境界線あるい は向ひ側の建物の外壁にかわって、高さ制限の基線とし て紹介され、しかも森は、この項の後に括孤書きをつけ て「街幅(街路幅の意一引用者)の語を避く極て妙、編 者」としているように、このことの意味(即ち道路幅を 拡げずに建物高さを高くし得ること)を充分理解し、評 価していたと見られ、森の「建築条例」に対する認識 の深さが窺われる<sup>20</sup>。

これは直接には建築線に関係ないが「我府建築条例」 にふれた部分で,「西洋造の家に対する 完全なる要求」 としての建築条例の早期実現を説いて「若し此期を徒ら に過して後年、西洋風の惡屋、多く立ちたるを見て驚慌 ひて臍を囓む悔あらむ」と述べ、又、建築条例の始めだ から「勉めて行はれ難き緻密の條款を省きて粗なるもの とすべし」という説があるとし、これに対し「今や習慣 (西洋造の家を建てるという一引用者注) もまだ養はれ ず今にして行はれざる法ならば習慣を養來りて西洋造の 密屋軒を並べ層を累ねたる日に至りていかでか行はれむ 是れ豊最親易き道理ならずや」と述べている(森,1890)の は先見というべきだろう。森林太郎自身、1889年10月に 東京市区改正委員会に設けられた、東京市建築条例取調 のための委員会の委員をしており210.この様な建築条例 促進の見解は、実施を猶予しようと公言するものもあっ たといわれる23)委員会において、森がとった立場を示し ているといえよう。このことは、森の高さ制限の必要性 に関する見解. 高さ制限と後退建築線に関する理解とあ わせ、前項で見た建築家達の消極的な立場と対比して極 めて興味深い。

#### (4) 建築規則及び条例案における高さ制限と建築線

大阪府建築取締規則(1909年8月18日)は「欧米の建築法規の眞似」(片岡、1916)といわれるが、外国建築条例の一定の影響があった事は確かであろう。建築物の高さについては、第20条で「軒高ハ前面又ハ側面ニ於ケル道路又ハ通路ノ幅員ノ広キモノノ二倍ヲ超ユルコトヲ得ス」と規定し、第2項で「道路又ハ通路ニ接続スル付属ノ空地、河、海、池、沼其ノ他建造物ヲ建設シ得サル余地ノ幅員ハ前項ノ幅員ニ之ヲ算入スルコトヲ得」としている(資料一2)。

この条例の起草に当った池田実は、高さ制限の趣旨を 「光線を採るとか、空気の流通を良くするとか、火災予 防と云ふやうな点から出た」と説明し、2倍という数値 については「外国の条例に依りますと道幅を超すことは 出来ぬと云ふことが普通の制限でありまして、ズッと輕いところで道幅の一倍半を超してはいかぬと云ふのが一 番寛なる制限であります」としながらも、道幅9尺など 狭隘なものの多い大阪の状況を考慮したと述べる(池田 実、1909:55~56)。第2項の「付属ノ空地」と、同規則 第15条に規定している建造物の道路境界線からの1尺5 寸後退の関係については、「建坪をとるのに先ず一尺五寸 引き退いて建てることにせねばならぬ、ところで道路が 三間であれば三間に一尺五寸を加へて三間二分五厘(十 九尺五寸)それの二倍ですから六間半(三十九尺)までの ものは此処に建てられる」(池田実、1909:53)と、図入り で説明している。前面道路の向い側の1尺5寸は算入されていないので、これでは単なる斜線制限になってしま い、後退建築線を基線とするという考えとはいえない。

朝鮮総督府令市街地建築規則(1913年2月25日)も道路境界線から1尺5寸の後退距離の規定をもっていたが、この規則には、そもそも道路幅との関係で建物高さを定める条項さえ欠いており、後退距離をどう扱うかという問題は生じて来ない(資料一9)。

東京市の依頼をうけて、建築学会が総力をあげて起草にあたった東京市建築条例案は、諸外国の建築法規の詳細な研究の上に、1913年6月に完成した(資料—10)。しかし、この案は建築線の性格を「建物ノ道路ニ対スル制限線」と規定して考えられており、建築線の機能のうち、既存道路空間への突出制限だけが詳細に規定されていた。建物高さに関する制限は、第二編道路ニ面スル建物第一章道路ニ面スル建物ノ高、に定められていて、「第二十五条 道路ニ面スル建物ノ高、其前面道路幅員ノー倍半ヲ超過セシムヘカヲス建物ノ高ハ五十尺ヲ限度トス」と規定されている(資料—11)。第27条では「道路ト建物トノ間ニ空地ヲ存スル」場合が問題にされるが、これも前面道路と当該建物の間の空地であって、前面道路の向う側の空地ではない。大体、この条例には後退建築線の概念がないのである。

要するに、この期の建築規則、条例案では、道路幅を基準にし建物高さを規制する方法は理解し導入されたが、後退建築線を基線とすることは行なわれなかった。

#### (5) ま と め

建築物の高さを前面道路と関連づけて規定する場合, 道路境界線ではなく,建築線を基線とするという考え方 は,市街地建築物法以前にはよく理解されていなかっ た。わずかに,森林太郎が「屋制新議」(森,1890)の中 で,この考えにふれたにすぎない。

建物高さを道路幅と関連づけて考えるということ自体が, 欧米から入って来た考えであった上, 建築線と道路 境界線との概念および機能上の区別に関する理解が不足

であったというべきであろう。

# 4. 都市計画調査委員会の論議と建築線

1919年都市計画法及び市街地建築物法を審議検討した都市計画調査委員会における建築線をめぐる論議については、本研究"その1"(石田・池田,1979)で既に簡単にふれたが、本論文でこれまで述べて来た調査委員会以前の諸事情の経緯をふまえて、もう1度詳細に検討してみたい<sup>23)</sup>。調査委員会は、池田宏(内務省都市計画課長)を中心とする内務省の考え方と建築家の考え方が、1つの場で論議され、対立しながらも、法案にまとまってゆく過程であり、関係する人々の建築線制度に関する知識と理解の程度を知る上でも、又、日本的な建築線制度がどの様にして生れたかを知る上でも重要である。

#### 4-1 「建築線ヲ予定シ」の意味

都市計画調査委員会に内務省が提案した調査要綱の第3は「建築線ヲ予定シ建築ノ制限ヲ設クルコト 街路ノ系統ニ応シ建築線ヲ予定シ各種建築ヲシテ一定ノ規矩ニ依ラシムルハ都市ノ発展ヲシテ秩序アラシムル所以ナリ」というものであった。しかし,結果的には「建築線ヲ予定シ」の意味が充分理解されず,調査要綱特別委員会の論議の結果削除され,建築制限の中に含められてしまう。

ここで「建築線ヲ予定シ」ということの意味は何であったのか、単に建築制限の中に含めてしまって良かった のであろうかという点について考えて見よう。

委員会の幹事をつとめた池田宏は、要綱のこの部分について、「何レノ国ニ於キマシテモ,建築線ト云フャウナモノガ予定シテアリマスシ、又必ズソレニ伴ヒマシテ建築条例が制定サレテ居リマス」と説明している。すなわち、「建築線ノ予定」が行なわれ、それに伴なって「建築条例が制定サレ」るといっているのであって建築条例によって建築線が指定されるとは言っていない。日本が範としたといわれるプロシャの場合、建築線の指定は1875年プロシャ街路線及び建築線法によって行なわれ、それに伴なう建築物に対する制限は、各都市の建築条例によって行なわれる制度になっていた。池田の調査要綱の説明は、これと符合している。池田は、質問に答える中で「建築線ヲ予定スルトカ、道路が出来タ後デナケレバ建築ヲシテハナラヌトカ云フヤウナ、将来ノ計画ニ備ヘル必要ナル条項」という様な発言もしている。

要するに、調査要綱の内務省原案における「建築線ヲ予定シ」の意味は「不秩序ニ乱雑ニ市街ガ出来ルト云フヤウナ有様」になるのを防ぎ、「将来ノ計画ニ備へ」「道路ガ出来タ後デナケレバ建築ヲシテハナヲヌ」というような原則をととのえるため、あらかじめ建築線を指定するということであったと思われる。

これに対し片岡安や佐野利器などの建築家委員は調査

委員会及び要綱案を附託された特別委員会で「建築線ヲ予定シ」に強く反対する。反対の理由は2点あって、第一点は、建築家の間では「建築線」という言葉は「フロンテージノ意味」に狭く使っているから、ここではもっと広い意味の用語を使え、というもので、片岡は「建築地」が良いとさえ提案している。第二点は、「建築法規中ニ建築線ヲ定メル権能ヲ与ヘテ置ケバ」建築線という言葉は不要であり、建築条例を制定することの中に含まれるという理由であった。結局、調査要綱第3は、「建築ニ関スル制限ヲ設クルコト 街路ノ系統及地域ノ種類ニ応シ各種建設物ヲシテ一定ノ制限ニ依ラシムルヲ要ス」となり、「建築線ヲ予定シ」が全く消え(「建築線」の用語も残らない)、建築法規の中に解消されてしまったのである。

ここで重要なことは、「建築線」の用語が調査要綱から 消えたという表面的なことではない。後に「建築線」の 用語は、建築法案の中にちゃんと規定される。しかし、 建築法案の中に閉じ込められることによって「建築線」 という用語から、1875年プロシヤ街路線および建築線法 がもっていた都市計画技術としての意味を稀薄にし、法 文上は極めて限定された性格のものになる様に方向づけ られたことが重要である。

池田宏をはじめ内務省都市計画課が、このことの重大 性をどれぐらい意識していたかは良く判らない。特別委 員会で片岡、佐野両委員から「建築線ヲ予定シ」に反対 されると、池田は「建築条例ヲ設クル事ダケデモ宜イカ モ知レマセヌ」と簡単に引き退り、佐野委員から「是ハ (「建築線ラ予定シ」の意味――引用者注) 建築スベキ場 所ヲ予定スルコトデハナイデスカ」と再度ただされ、「場 所ヲ予定スル問題ニモナリマス, 建築線ニモナリマス, 又, 今ノ「フロンテージ」ノ問題ニモナリマス, 要スル ニ『バウフルフト,リニエ』ト云フ意味デス」と,必ず しも説得力のある答をしていない。 又, 関一委員から 「此ノ『建設線ヲ予定シ』ト云フコトヲ書カレタ意味 ハ、文字ニ何カ意味ガアルノデハナイデスカ」と援軍を 出されても、「ソレニ效力ヲ附スル積リデアリマシタ」 とだけ答えている。関委員は「所謂建築条例『バウオル ドヌング』デナイ『バウゲゼツツ』ニ相当スルモノヲ必 要トシハシナイカト思ヒマス」と更に述べるが、結局こ の問題はこれで終りとなる。

我々は、池田をはじめ内務省都市計画課が、1875年プロシャ街路線および建築線法や、ドイツ各都市の建築条例について相当な知識を持っていたはずだと考える。しかし、ここで、「建築線ヲ予定シ」を放棄し、建築線を建築法規の中に関じ込めてしまうのを認めてしまったところに、都市計画技術としての建築線制度への理解の不充分さを見る様な気がする。

#### 4-2 都市計画課原案をめぐる論議

1918年(大正7年)12月7日の都市計画調査委員会に 提出された都市計画法及び建築法の原案は、調査委員の 中からも特別委員が出され、都市計画課と協力して作成 したものであり、一応「都市計画課原案」と呼ぶことに する。建築法都市計画課原案のうち建築線にかかわる部 分は次のようである。

第二条 本法ニ於テ道路ト称スルハ道路及通路ヲ謂フ 第十条 建築物ハ其ノ敷地カ建築線ニ沿フニ非サレハ 建築スルコトヲ得ス

第十一条 建築物ハ建築線ヨリ突出セシムルコトヲ得 ス

建築物ノ蛇腹, 軒, 庇ノ類ハ最下端道路面上十尺以上, 基礎ハ最上端道路面下四尺以上ニ在ル場合ニ限リ命令ノ定ムル処ニ依リ之ヲ建築線ヨリ突出セシムルコトヲ得但シ道路境界線ヨリ一尺五寸ヲ超過セシムルコトヲ得ス

第十二条 建築線ハ別段ノ定アル場合ノ外道路境界線 ニ依ル

第十三条 地方長官ハ道路境界線ョリ後退シテ建築線 ヲ指定スルコトヲ得但シ六尺ヲ超過スルコトヲ得ス 第十四条 道路ノ開設ナキ土地ノ建築線ハ地方長官之 ヲ定ム

第十五条 地方長官ハ交通又ハ街衢ノ体裁上必要アリト認ムルトキハ建築線ニ面スル建築物ノ主要壁面ノ 位置ヲ指定スルコトヲ得

この内容には、①接線義務(建築線のないところでの「建築自由の制限」)一第10条、②突出制限一第11条、③ 道路境界線と建築線の原則的一致一第12条、④後退建築 線一第13条、⑤道路予定線(指定建築線)一第14条、⑥ 壁面位置指定線一第15条、の建築線の6つの機能が明示 されている。

これを、1875年ブロシヤ街路線および建築線法と比較して見ると、都市計画課原案にあって、プロシヤの法律にないのは、突出制限の特例範囲の規定(都市計画課原案第11条2項)および壁面線の規定であり、これはプロシヤでは建築条例の内容である。プロシヤの法律にあって都市計画課原案にないものは、土地の収用、買上請求、補償、縦覧等を含む諸手続きなど、街路の建設・変更にかかわる諸規定である。又、双方にありながら、相違する点は、都市計画課原案では建築線と街路との関係に限・線義務」を規定していたこと、都市計画課原案が「接線義務」を規定していたのに対して、プロシャの法律は「建築警察規定に合致するような形で、公衆の交通および建築に適する整備」が行なわれた街路に対する「接道義務」を規定していること(同法第12条1項)、都市計画課原案では道路予定線としての指定建築線の可能性だ

けを規定していた(都市計画課原案第14条)のに対し、 ブロシャの法律では、街路線および建築線を指定しなければ、街路および広場の建設・変更が出来ないとしていた(同法第1条1項)ことである。これ等の共通点・不一致点・相違点は、都市計画課原案が調査会答申案になり、市街地建築物法の成立した条文になるまで基本的に変っていない。そして、この不一致・相違は、ある意味では、根本的な性格のものといえる。

この原案は池田宏による提案説明の後,再び都市計画 法案建築法案特別委員会(以下,両法案特別委員会)に 附託され,論議が行なわれ,一部については修正が行な われた。建築線にかかわる主要な論点は次の点である。 ①道路の定義,②接線義務の意義と内容,③突出制限, 壁面線,後退建築線の関係,④道路境界線と異なる建築 線,道路の開設なき土地の建築線の指定,⑤建築高さ制 限と建築線。これ等について簡単に検討しておこう。

①の道路の定義に関しては、幅員、整備水準(勾配、排水、舗装等)に全く触れずに定義を論じているのであるから結局、都市計画課原案の奇妙な表現の定義に、②の接線義務をめぐる論議等で「道路ノ新設又ハ変更ノ計画確定シタルモノ」を道路とみなすことを付加したに留まった。

②の接線義務は、逆にいえば、建築線のない土地、建 築線に接しない敷地における「建築自由の制限」を示し ている。このことは、都市計画課原案の説明に当って池 田宏が最も強調した点であり、「道路ノ開設セザル所ニ ドンドン家ガ出来テ来ル「畠ノ中ナドニ、ポツント道モ 無ィ所ニ家ガ出来」ることは困るという点では、委員会 は一致していた。問題は、「沿フ」「接スル」ことの具体 的形態、接する建築線の性格が問題となる。前者では、 現在の用語でいう「敷地延長」の問題が種々論議される が、結局、接道長の定義も出来ずに「其ノ議論ハ止シマ セウ」ということで終る。建築敷地が接する「建築線」 に関していえば、④の論点とも関連して、⑦道路があり さえすれば、その境界線に建築線があり、それに接しさ えすれば建築が可能なのか, ①道路の開設なき土地で, 建築線が指定された場合は, 道路が未整備でも建築が可 能なのかが議論されるべきであった。この点に近い論議 は、かなり行なわれるが、この2点の本質的問題に気づ いていないため核心にせまる議論はなかった。

前者の論点について,矢橋賢吉委員(建築家,学会建築條例案起稿委員)は「建築線へ其ノ時々ニ依ツテ地方長官が指定して始めて効力を持つという考えを述べる。これは学会の1913年東京市建築条例案の「公定建築線」の考え方である。一方内務省側は「建築線へ地方長官が指定スル事ガ原則トナツテイレバ宜シイデスケレドモ,原則ガ道路境界線ト云フコトニナツテ居ルノデスカラ」(吉村哲三幹事)と道路があれば(整備水準を含めた定義もないまま)原則として,その境

界線に建築線があるという立場をとる。このことが街路線および建築線の指定なしに街路の建設・変更は出来ないというプロシャ街路線及び建築線法第1条1項の原則をとり入れていないことと重なって、法的に見れば無計画な私道の建設とそれにともなう無秩序な市街化が規制出来ないということは、議論の中で全く気づかれていない<sup>24)</sup>。

後者の論点,即ち建築線が指定されていさえすれば道 路整備がなくても建築は可能かという問題も全く触れら れていない<sup>25)</sup>。

③の突出制限や壁面線に関する点は、道路空間も含めて突出を認めよという建築家委員<sup>26)</sup>とこれに反対する他委員と最も鋭く意見が対立した点である。原案作成に参加した建築家達と内務省の都市計画課の間でも,原則として道路境界線と一致する建築線から,建築物の部分的突出を認めるかどうかをめぐって議論があったことを窺わせる発言も特別委員会で出ている。池田宏も,原案説明の段階では立場上,道路境界線から1尺5寸に限ったことの意義を強調するが,特別委員会の議論では道路空間への突出反対にまわる。これが内務省の本音であろう。突出制限の点が,原案と調査会最終案との間で建築線に関し一番変った点であり,道路空間への突出は全く禁止となった。

「壁面線」は、⑦景観上建物の壁面を揃える為と、①車・人の交通上、建物前面をより広く開ける(建築線以上に後退させる)為の2つの理由があり、特に前者に重きを置いて設けたとされている。池田宏は、建築線で壁面をそろえようとする場合「建築家ニモ二説アルノデ、自然ニ揃ツテ来ルト云フ説ト、サウデナイ説トニッアル」ことから、建築線では壁面が揃えられないとすれば必要だというので、別途に体裁上の理由を付けて壁面の位置指定を出来るようにしたが、もし建築線で壁面が揃うとなれば規定の意味がなくなるので、もう1つ交通上の理由も加えたとしている。ここには、壁面を揃えたいとする建築家の共通認識と同時に、建築線の機能に対する期待の差が存在する。

⑤の建築高さ制限と建築線の関係は、都市計画課原案にはなかった点である。都市計画課原案第17条で建物各部分の高さは「前面道路ノ対側境界線トノ垂平距離ノー倍半以内トシ」と道路斜線制限を設け、更に最高限度を「道路幅ノ二倍半」と定めてあった。これは、3—3で検討した建築学会による1913年東京市建築条例案に近い案であった。ただ、道路境界より後退した部分の最高限度を、東京市建築条例案の50尺から「道路幅ノ二倍半」に改めた点が違う。特別委員会では、道路幅員の狭い場合「道路幅ノ二倍半」はきつすぎるもっと緩和してほしいとの議論があり、道路と建物の間の空地幅も加えて二倍半にしてほしいと要求が出て議論をしていて、また。との議論があり、道路と建物の間の空地幅も加えて二倍半にしてほしいと要求が出て議論をしていて、また。1建築物各部分ノ高ハ其ノ部分ト前面道路ノ対側建築線トノ垂平距離ノー倍半ヲ超過セシムルコトヲ得ス(傍点引用

者)」という案が特別委員長から出てそれで決まる。この案は、「道路幅ノ二倍半」という最高限度も無くし、後退建築線指定の時は斜線制限も緩るむのであり、後の市街地建築物法につながる案であるが、議論の展開とは無関係に出て来る<sup>27</sup>。しかし、この案は一旦決定の後で出て来た、細部規定は勅令にゆずるという考えの中に含められ、調査会最終案からは除かれ、後に市街地建築物法施行令案第9条となる。

#### 4-3 都市計画調査会最終案における建築線

両法案特別委員会から都市計画調査委員会に報告された建築法案の建築線にかかわる条項は次のようである。 第九条 建築物ハ其ノ敷地カ建築線ニ接スルニ非サレ ハ建築スルコトヲ得ス

第十条 建築物ハ建築線ヨリ突出セシムルコトヲ得ス 但シ建築線カ道路境界線ヨリ後退シテ指定セラレタ ルトキハ建築物ノ蛇腹、軒、庇、及基礎ノ類ハ命令 ノ定ムル処ニヨリ道路境界線ヲ超エサル範囲ニ於テ 之ヲ建築線ヨリ突出セシムルコトヲ得

第十一条 (略, 都市計画課原案第十二条に同じ) 第十二条 地方長官ハ道路境界線ヨリ後退シテ建築線 ヲ指定スルコトヲ得

第十三条 (略,都市計画課原案第十四条に同じ) 第十四条 地方長官ハ交通又ハ街衢ノ体裁上必要アリト認ムルトキハ建築線ニ面スル建築物壁面ノ位置ヲ 指定スルコトヲ得

この特別委員会報告における案は、そのまま調査委員会最終案となった。特別委員会で3分の1近い時間を費して議論したにも拘わらず、修正したのは実質的には第10条(原案第11条)の突出制限だけであった。更にこの調査会最終案は、ほとんどそのまま市街地建築物法の条文になった。ただ、第12条と13条は、第11条(市街地建築物法では第7条)に、但書として簡単化して書き込まれ、そこから後に多くの運用が生れたことと、道路の定義に最低限の幅員の規定が入った事が相違点であった。

したがって、都市計画課原案の持っていた不充分さ、特に都市計画技術手法としての不充分さは、ほとんどそのまま、市街地建築物法にまで引きつがれてしまった。ただ、9尺という最低限幅員規定(非常に低い水準だが)が道路の定義についたことが、わずかに都市計画技術手法としての性格を確保することに役立ったのである。

#### 4-4 既存不適格問題

都市計画調査委員会で、第28条の既存不適格の除却・ 改修措置に関する規定と関連して「建築線ダケニ就テモ、例へバ東京デ須田町カラ新橋ノ間ニ、建築線ヲ侵シ テ居ルト云フコトカラ、改築ヲシナケレバナラヌト云フ モノハ、勘定スルト随分沢山アルダラウ」が、これを 「期限ヲ指定シテ改築スルト云フヤウナコトガ爲シ得ヲレルノデアリマセウカ」という疑問が出される。これに対し、「道路ニ突 出 シテ 居ル ヤウ ナ家 ガアッタナラバ (傍点引用者)」「今日デモ違法ノ事」であるのだから猶予なく除却させて良いという答がされている。そして、この議論は、既存不適格とは何か、既存不適格に対し除却・改修を命じた場合の補償の要否について議論が展開する。

当時,既存道路空間を建築物又は建築物の部分が侵し ているものは非常に多かったことは疑いがない。これは 果して「今日デモ違法ノ事」であったかどうか。本論文 3-1で見たように突出制限に関する規則は様々に変せ んしており, 道路空間への突出を事実上認めて来た時期 さえあった。したがって、 現実に存在する 突出を、「此 ノ法律ガ出来タ爲ニ違法ニナルノデハナイ」と言いきれ ない面を残す。また、その様に突出が多い所では、既存 道路の境界線, 即ち建築線の確定自体 が極 めて 困 難で ある。又,新しく道路幅員の最低基準を定めれば,明ら かな既存不適格を尨大につくり出すことになる。この間 題について考える時、プロシャ街路線及び建築線法第13 条に補償の規定があることを思い出さないわけには行か ない。日本の建築線制度は, 既存不適格問題と補償問題 を曖昧にしたために、市街化が一定程度進んだ地域への 適用を困難にしたし、現在の2項道路問題につながる問 題を生じさせたのである。

# 4-5 この章のまとめ

以上この章で検討して来たように、都市計画調査会で の検討で、1919年の市街地建築物法に近い形で建築線制 度がまとめられた。概括的な言い方をすれば, 論議は, 無秩序な市街地形成の統制手法として建築線制度を期待 する内務省都市計画課の考え方と、壁面線的機能を中心 に建築線を見る建築家の考えをめぐって行なわれた。別 の言い方をすれば、プロシャ街路線及び建築線法的な考 え方と建築条例的な考え方とをめぐって論議されたとも いえる。しかし、池田宏をはじめとする内務省都市計画 課の側にも、都市計画制度としての建築線制度の理解が 必ずしも充分でなかった点がある様に思われる。もし、 本当にプロシャの街路線及び建築線制度を、そのままに 近い形で日本に導入しようとするなら、この制度の大部 分は都市計画法の方に盛り込まれなければならなかった 筈である。用途地域制は都市計画調査委員会で異論があ ったにも拘わらず都市計画法と建築物法の双方に規定さ れたのに、なぜ建築線制度は都市計画法の中には位置づ けられなかったのか。それは必ずしも多くの条項を必要 とせず、プロシャ街路線及び建築線法の第1条、2条, 12条などに相当する規定があれば足りたのではないかと 思われる。しかし、都市計画法の道路・街路に関する規 定は,都市計画区域の全ての道路・街路の状態について 計画的に考えてゆく様にはなっておらず,幹線的な道路 だけを計画決定し,事業的手法でつくってゆくという考 えで制度がつくられていた様に思われる。したがって, 区画整理事業を行なう区域を除けば,幹線以外の道路は 都市計画法の視野に入って来ないのである。

この様な点については,1919年都市計画法の体系および成立過程全体の中で考えてみる必要があろう。又,市街地建築物法成立後,多面的に展開される「都市計画手法的運用」が,いつから考えられていたのか,法制定過程から既に考えられていたかどうかも問題として残っている。

#### あとがき

本論文の一部は、既に1981年11月の都市計画学会学術 研究発表会において発表したものである(石田・池田、 1981 b, c)。今回, 総合都市研究に載せるために, 資料 の補充調査,再検討を行なった。一番重要な作業は1875 年プロシャ街路線及び建築線法の制定当時の条文を, な るべく正確に翻訳することであり、この法律の我国最初 の翻訳と思われる内務省警保局訳のものと対比すること であった。その結果は既に述べた。しかし、この作業の 意義は、むしろ我々がこの法律をより正確に理解したと いう点にある。現時点では、我々はこの法律は「建築線」 について定めたというより、街路および広場の建設・変 更について定めた都市計画法制度であるという点を強調 すべきだと考えている。また、内務省訳が、どの程度知 られていたかについても, その後の調査では, 少くとも 内務省内では広く知られていたのではないかと思わせる 根拠を幾つか見出した。又、外国建築条例資料の翻訳年 代についても,新しい根拠から,我々の推定が誤りであ ったものも見出した。そして、これらは我々の論文の論 旨に少なからぬ影響を与えるものであった。我々は,こ れ等の新しい視点をもり込むよう努力したが、なお論旨 の整理が充分ついていない所が残っている。それでも, 都市計画学会発表論文とは、相当ニューアンスの異なっ た点が少なくない。研究、特に歴史的研究のむずかしさ を痛感するとともに、自戒としたいと考えている。

1889年から数年間つづいたという東京市区改正委員会 建築条例取調委員の活動および、その当時に内務省が行 なった外国法令の調査については、今回も不明のままに 終ってしまった。我々は、この時期が極めて重要なので はないかと考えているが、今後更に調査を進めたい。

又,都市計画調査委員会が設けられる前に,内務省都市計画課で行なわれていた立法準備,この時点での外国法令の研究等についても調査研究を深める必要がある。これとあわせて,それに携わった人々の人物論的研究も必要であろう。

更に言えば、プロシヤ=ドイツを中心に諸外国における街路線及び建築線制度から地区計画制度への発展過程も重要な研究テーマにならざるを得ない。

最後になったが、東京大学都市工学科の大村謙二郎氏には、1875年プロシャ街路線及び建築線法の制定当時の原文の入手をお世話いただき、我々のおこなった翻訳についても貴重な御意見をいただいたことを記し、お礼を申し上げたい。

#### 参考資料-1

〔内務省警保局翻訳によるプロシャ街路線及び建築線法、資料―18による〕

市府及ヒ田舎町村ニ於ケル街路及ヒ廣場ノ設置

第一條 市府及と田舎町村ニ於ケル街路及と廣場ヲ設置 シ又ハ變更スルニハ民區首長ヨリ民區若クハ其總代ノ 承諾ヲ經且ツ町村警察官ノ承認ヲ得タル上公共ノ需要 ニ應シテ街路線及と建築線ヲ確定スヘシ

町村警察官ハ其擔當スル警察事務上ヨリ必要トスル ノ場合ニ於テ建築線ノ確定ヲ要求スルコトヲ得

此規則ノ意義ニ於ケル街路ニハ街路ノ歩堤及ヒ歩道 ヲ包括スルモノトス

街路線ハ同時ニ建築線タルヲ常トスルモノニシテ其 線以外ニ超ヘテ建築ヲ許サザル所ノ經界線ヲ指ス

但シ特別ノ理由アルトキハ街路線ニ異ナル建築線ヲ 確定スルコトヲ得此場合ニ於テハ通例三「メートル」 以上ノ差異アルコトヲ得ス

第二條 建築線 <sup>第一</sup> ハ各箇ノ街路又ハ街路部分ニ對シ或 ハ豫知スヘキ將來ノ需要ニ隨ヒ廣大ノ地面ニ對スル市 街建築案ヲ以テ確定スルモノトス

火災或ハ其他ノ災變ヨリ生スル著大ノ破壊ニ由リ或 ル町村ノ全部ヲ再築スヘキ場合ニ於テハ民區ハ成ルヘ ク速ニ其町村部分ニ對シ新町村建築案ヲ確定スヘキヤ 否ヤ若シ新定スベシトスレバ如何ナル程度ニ於テスヘ キヤヲ議決シ且ツ猶豫ナク其確定ヲ得ルニ盡力スヘシ

- 第三條 建築線ヲ確定スルニハ交通ノ便利,火ノ安全及 ヒ公衆ノ健康丼ニ街路及ヒ廣場ノ外觀ヲ損セサルニ注 意スヘシ故ニ其街路ハ充分ノ幅員ヲ有シ新市街ト現在 市街トノ交通便利ナル様起案セサル可カヲス
- 第四條 建築線 <sup>第一</sup>ノ確定書ニハ之ニ關係アル地面及ヒ 地面部分ノ精闘幷ニ當該街路及ヒ廣場ノ高低及ヒ其疏 水法ノ測定成績ヲ含包セサル可カラス
- 第五條 警察官ノ承認業 ヲ與ヘサルハ同官ノ擔任スル 町村警察事務上ノ關係ヨリ其不認可ヲ必要トスル場合 ニ限ルモノトス

民區首長ニ於テ警察官ノ不認可ニ不服ナルトキハ民 區首長ノ請求ニ由リ郡常置會ニ於テ之ヲ裁決ス

町村警察官ノ要求セル建築線ノ確定 第一条 ヲ民區首

長ニ於テ拒絶シタルトキハ町村警察官ノ請求ニ由リ郡 常置會ニ於テ其必要ノ有無ヲ裁決スルモノトス

- 第六條 第四條ニ掲タル建築線ノ確定或ル城堡ニ關スルカ又ハ公共ノ河川,築道,鐵道或ハ鐵道停車場ヲ包括スル場合ニ於テハ町村警察官ヨリ速ニ當該官司ニ通知シ本條ニ關シテ各々其利益ヲ保護スルノ機會ヲ得セシ
- 第七條 民區首長ハ町村警察官又ハ郡常置會業五ノ承認 ヲ經タル上其建築案ヲ公衆ニ縦覽セシムヘシ而シテ其 縦覽ハ土地慣行ノ方法ニ隨テ之ヲ行フヘシ而シテ該建 築案ニ對シテ異議アルモノハ其際指定スヘキ四週日以 下ノ期限内ニ於テ民區首長ニ申出ツヘシ此期限ヲ過ク ルトキハ其申出タル異議ノ無効ナル旨ヲモ同時ニ告示

只各箇ノ土地ニ關スル確定ハ其起案ヲ公衆ニ縱覽公 示スルヲ要セス關係ノ土地所有主ニ通知スルヲ以テ足 レリトス

- 第八條 民區首長ト異議者トノ間ニ於テ異議ノ解釋ヲ得 サルトキハ郡常置會ニ於テ之ヲ議決スヘン始メヨリ異 議ヲ提出スルモノナキカ或ハ其異議ニ關ン終結ノ効ア ル議決ヲ經タルトキハ民區首長ニ於テ公然其起案ヲ確 定シ之ヲ公衆ニ經覽センムヘン而シテ經覽ノ場處時日 等ハ土地慣行ノ方法ヲ以テ告示スヘキモノトス
- 第九條 基礎線ヲ定ムルノ際數町村之ニ關係スルトキハ 當該民區首長ノ間ニ於テ本件ニ關スル協議ヲ遂クヘシ 協議ノ際同意ヲ得サル點ハ郡常置會ニ於テ議決スル モノトス
- 第十條 此規則ノ發行以前ト以後トニ論ナクートタヒ確 定シタル基礎線ハ前文ノ規定ニ據ラサレハ廢止又ハ變 更スルコトヲ得ス

伯林 ボツダム シャルロッテンブルクノ諸府及ヒ其 近圍新市街建築案及ヒ現在市街改築案ノ確定ハ國王陛 下ノ認許ヲ要ス

第十一條 第八條ニ揭クル建築案縦覽ヲ始ムルノ日ヨリ 土地所有主ニ對シ終結ノ効力ヲ以テ其基礎線ニ超過ス ル新築、改築及ヒ增築ヲ禁止スルノ制限ヲ生スルモノ トス

民區ハ之レト同時ニ街路基礎線ノ確定ニ由テ街路及 ヒ廣場ニ充タル所ノ地面ヲ其所有主ヨリ買上ルノ權利 ヲ得ルモノトス

第十二條 當該町村ノ建築警察規定ニ隨へハ未タ公共ノ 交通及ヒ家屋ノ築造ニ完備セサル所ノ市街又ハ市街部 分ニ其街路ニ向テ出入ロヲ有スル家屋ヲ建築ス可カラ サルノ禁止ハ町村憲則ヲ以テ確定スルコト得

町村憲則ハ前文ニ掲クル規定ノ範圍内ニ於テ其細則 ヲ確定スヘク而シテ其細則ハ縣參事會ノ認可ヲ經ヘシ 縣參事官ノ議決ニ對シテハ二十一日以内ニ於テ州參事 會ニ故障申立ヲナスコトヲ得 認可ヲ經タル町村憲則ハ土地慣行ノ方法ヲ以テ之ヲ 告示スヘシ

- 第十三條 第十二條ノ規定ョリ生スル建築自由ノ制限ニ 對シテハ如何ナル場合ヲ論セス賠償ノ要求ヲナスコト ヲ得スト雖モ新基礎線ノ確定ョリ生スル土地所有ノ引 上及ヒ制限ニ對シテハ左ノ場合ニ限リ賠償ヲ要求スル コトヲ得
  - (一) 街路及ヒ廣場ニ定メタル地面ヲ民區ノ要求ニ由 リ公共ノ交通ニ護與スルトキ
  - (二) 新定ノ街路基礎線又ハ建築基礎線現在ノ家屋ニ 抵觸シ且ツ新基礎線ニ至ル迄ノ地面ヨリ家屋ヲ取 拂フヘキトキ
  - (三) 目下ハ空地ナレドモ將來建築ニ適スへキ地面ニシテ新基礎線確定ノ際已ニ存在シテ公共ノ交通及ヒ家屋ノ新築ニ完備シタル他ノ街路中ニ位スルモノアリテ新設スへキ街路ノ基礎線ニ抵觸シ且ツ其新街路ノ基礎線内ニ於テ建築ヲナストキ

如何ナル場合ニ論ナク街路又ハ廣場ニ定メタル地面ニ關シテハ土地所有引上ニ對スル賠償ヲナスモノトス 其他第(二項ノ場合ニシテ街路基礎線ニ異ナル建築基礎線ノ確定ヨリ生スル土地所有ノ限制ニ對スル賠償ヲ要 求スルトキハ已ニ建築シタル部分ノ土地所有限制ニ對 シテノミ其賠償ヲナスヘキモノトス前文ニ掲クル一切 ノ場合ニ於テ或ル所有地ノ全部若クハ著大ノ部分基礎 線ニ抵觸シ其殘餘ヲ以テハ該町村建築警察規律ニ適應 スル建築ヲナシ能ハサルトキハ土地所有主ハ其土地全 部ノ買上ヲ要求スルコトヲ得

本條/規定ニ於テ土地ト稱スルモノハ同一ノ所有主 ニ屬シテ相連續セル所ノ所有地ヲ指ス

第十四條 第十三條ノ規定ニ隨テ給與スヘキ賠償額ノ確 定及ヒ土地引上ノ實行ニ關シテハ千八百七十四年六月 十一日ノ土地所有引上規則第二十四條以下ヲ適用スヘ シ

賠償金ノ拂渡ニ關スル紛爭ハ裁判所ニ於テ判決スル モノトス

賠償金ハ特別ノ證約ニ由テ或ル義務者ニ於テ其支出 ヲ負擔スル場合ノ外ハ其土地ヲ包括スル民區ョリ徴收 スルモノトス

第十五條 町村憲則ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スルコトヲ得 即チ家屋建築ノ目的ヲ以テ新街路ヲ設置シ或ハ現存街 路ヲ延長スルノ際幷ニ從前未タ家屋ヲ建築セサル現存 ノ街路及ヒ街路部分ニ於テ家屋ヲ建築スルノ際新築請 負者或ハ其街路ニ接スル土地ノ所有主(斯ノ如キ土地 所有主ハ新街ニ於テ家屋ヲ建築スルトキ)ヨリ取拂, 最初ノ準備,街路ニ於ケル疏水及ヒ點燈ノ整備ヲナシ 且ツ一時(長クモ五ケ年)ノ間之ヲ保存シ或ハ以上ノ諸 件ニ要スル費用ヲ比例的ニ分擔セシムルコト是レナリ 但ン街路ニ直接スル地面ノ所有主ニハ街路幅員ノ半徑 (其街路ノ幅若シ二十六「メートル」以上ナルトキハ 十三「メートル」ノ路幅)ニ超へテ前文ノ義務ヲ負ハ シムルコトヲ得ス費用ノ計算ニ際シテハ街路設置ノ總 入費ニ保存費ヲ加算シ其所有地界ノ街路ニ面スル長徑 ニ比例シテ之ヲ各所有主ニ分擔セシムヘシ

又町村憲則ニ由リ上文ニ掲クル規定ノ範園内ニ於テ 細則ヲ設定スヘシ其認可, 抗告及ヒ告示ニ關シテハ第 十二條ニ掲クル規則ヲ適用スヘシ

首府伯林ニ對シテ斯ノ如キ憲則ヲ制定スルニハ千八 百三十八年十二月三十一日ノ細則ニ掲クル規定ニ據ル

第十六條 第五條,第八條,第九條ノ場合ニ於テ郡常置 會ノ議決ニ對シ關係者ヨリ申立ル故障ハ二十一日以内 ニ於テ縣常置會ニ呈出スヘシ

火災ニ罹リ或ハ其他ノ災變ニ由テ破壊セラレタル町 村全部分ノ再築ニ關スル事件ニ於テハ二十一日ノ故障 申立期限ニ換ユルニー調日ヲ以テスヘシ

- 第十七條 第五條,第八條,第九條ニ據リ郡常置會ニ委任セル職務ハ伯林市區ニ對シテハ工務大臣之ヲ管掌シ其他ノ市區弁ニ田舍郡内ノ市府ニシテ人ロー萬以上ヲ有スルモノニ對シテハ縣常置會之ヲ管掌ス伯林市區ニ對シ第十二條及ヒ第十五條ニ揭クル憲則ヲ認可スルハ内務大臣ノ任トス職務受護規判第回四十六条
- 第十八條 新州制ノ未タ實施セラレサル州ニ於テハ郡常置會及ヒ縣常置會ニ委任セル職務ハ縣廳(ハンノーフェル州ニ於テハ「ランドドロースタイ」)ノ管掌トシ高等廳トシテハ第五條,第八條及ヒ第九條ノ場合ニ於テハ州知事之ヲ管掌ス
- 第十九條 本法第一條ヨリ第十八條ニ掲クル規定ニ抵觸 スル普通及ヒ特別ノ諸法令ハ總テ廢止ニ屬ス

行政上ョリ發行セル建築令達其他ノ警察令達及ヒ町 村憲則等ニシテ此規則ニ抵觸スルモノハ總テ實施ノ効 カヲ失フモノトス

#### 参考資料-2

[プロシヤ街路線及び建築線法の制定当時の条文の翻訳 ----本研究の新訳]

都市および農村集落における街路ならびに広場の建設 または変更に関する法律 1875年7月2日

第一条 都市および農村集落における街路ならびに広場

の建設または変更にあたっては、地方自治体又はその 議会の了解のもとに、市町村長は、地区警察当局の同意をうけ、公共の必要に一致するように、 街路 (規定)線および建築(規定)線を指定しなければならない。

地区警察当局は、その所管にかかる警察的考慮にも とづき、規定線<sup>28)</sup>の指定が必要であると認めたときは、 その指定を求めることができる。

この法律において街路とは,車道および歩道を含む ものとする。

街路線は通常の場合,同時に建築線,即ち,それを越えて建築物の突出を許さない限界線となるものとする。ただし,特別な理由あるときは,後退距離が原則として3メートルを超えない範囲で,街路線と異なる建築線を指定することが出来る。

第二条 前条の規定線の指定は、個々の街路および街路 の部分について、または、近い将来の予想される必要 性にそって、地区計画を作成することにより、より広 い範囲に対して行なうことが出来る。

火災またはその他の災害による全般的被害の結果, 全地区の復興を行なう場合には、地方自治体は、当該 地区に新しい地区計画を策定するかどうか及びその範 囲についてすみやかに決定し、緊急の場合には新しい 地区計画をただちに指定しなければならない。

第三条 規定線を指定するにあたっては、交通、防火、 公衆衛生の改善を考慮するとともに、街路及び広場の 形態を損なわないよう留意しなければならない。

そのため、充分な幅員の街路および、新しい市街と 既存の市街との良好な結び付きが実現するよう配慮す るものとする。

- 第四条 第1条による規定線の指定には、関係する土地 および土地の部分の精確な表示と、当該道路および広 場の地盤高の指定ならびに排水計画を含むことが必要 である。
- 第五条 地区警察当局は、その所管にかかる警察的考慮 にもとづき必要な場合に限り、第1条に規定する同意 を拒むことができる。

市町村長が前項の拒絶に不服であるときは、その訴願にもとづき郡委員会が裁決する。

第1条第2項にもとづき地区警察当局が求めた指定 を、市町村長が拒んだ場合は、地区警察当局の訴願に もとづき、その必要性について郡委員会が裁決する。

- 第六条 第4条にもとづく指定計画に要塞が関係し、あるいは公共河川、国道、鉄道または停車場が含まれる場合には、地区警察当局は関係官庁に対し、その関与する事項について主張する適当な機会を与えるよう留意しなければならない。
- 第七条 地区警察当局の同意-第5条の場合は郡委員会

一が行なわれた後で、市町村長は計画を公衆の縦覧に 供しなければならない。縦覧は、その土地の慣習によ り、計画に対しての異議は四週間以上の指定する失権 期限内に市町村長の許に提出するよう公告した上で、 行なわなければならない。

ごく少数の土地が関係する指定の場合においては, 縦覧および公告を,関係する土地権利者への通知でか えることができる。

- 第八条 第7条により申立てられた異議に関し、訴願人と市町村長との協議で解決のつかないときは、郡委員会が裁決するものとする。異議の申立てがないか、異議についての第16条による最終裁決が行なわれたときは、市町村長は計画を正式に決定し、公衆の縦覧に供し、その方法について地方の慣習に従って周知しなければならない。
- 第九条 いくつかの村落が関係する規定線の指定にあたっては、関係市村長の間でその件につき協議を行なうものとする。

協議に関し、合意が期待できない点については郡委 員会が裁決する。

第十条 この法律の公布以前であると以後であるとに拘 わらず、この法律に該当する規定線の指定は、前述の 規定によるのでなければ変更または廃止できない。

ベルリン, ポツダム, シャルロッテンブルグ各市およびその近郊における新しい地区計画の決定または既定計画の変更には、国王の認可が必要である。

- 第十一条 第8条に規定する縦覧の開始日をもって,土 地所有者に対して,規定線を越えて突出して新築・増 改築を許さないという制限が最終的に効力を発する。
  - 同時に,地方自治体は,街路線を確定することによって街路および広場に指定した土地を,所有者から収用する権利を獲得する。
- 第十二条 その地区の建築警察的規定に合致するような形で、公衆の交通および建築に適する整備がいまだ行なわれていない街路あるいは街路の部分にそって、その街路に出入口を持つ居住用建物の建設を認めないということを、地方条例で定めることが出来る。

地方条例には、前項の規則の範囲内で詳細な規定を 定め、県参事会の承認を必要とする。県参事会の決定 に対しては、21日間の失権期限内に州参事会に異議申 立てをすることができる。

承認が行なわれたのち,条例は,地方の慣習により 周知されるものとする。

第十三条 第12条の規定によっておこなわれる建築自由権の制限について補償を請求することは全く不可能である。又,新しい規定線の指定に関連した土地所有権の収用または制限を理由に補償を請求できるのは,次の場合だけである。

- 1) 街路および広場に定められた土地が、地方自治 体の要求により、公衆の交通の為に譲渡されたと き
- 2) 街路線または 建築線が 既存の 建築物に かかって, 新しい規定線までの土地から建物を取除くことになるとき.
- 3)新しい計画街路の街路線が、その線の指定時点において公衆の交通および建築に適するよう整備された他の既存街路に接道している、未建築ではあるが建築に適している土地にかかり、その結果新しい街路の規定線以内に建築が行なわれることになるとき、

いかなるときも、街路および広場に定められた土地にあっては、補償は土地所有権の収用に対して行なわれるものとする。さらに、第2号のうち建築線が街路線と異なって指定されたため土地所有権が制限された場合にあっては、土地所有のうち建物のある部分に対する制限について(1874年6月11日土地収用法第12条)補償が認められる。

以上の全ての場合を通じて、規定線の指定によって 土地が、全て、又は残地がその地区の建築警察的規定 により建築にもう適さないとされる程に必要とされた とき、土地所有者は全ての土地の引き取りを求める事 が出来る。

以上の各項の規定にあって,土地という場合,同一 所有者に属する一団の土地を指すものとする。

第十四条 第13条により認められた補償の決定および収 用の執行には、1874年6月11日土地収用法の第24条以 下を適用する。

補償の請求期限に関する争いは、裁判所が決定するものとする。

補償は、特別の権限により補償義務あるものが行な う場合を除き、当該土地がその区域に属する地方自治 体が負担するものとする。

第十五条 地方条例により次の事項を定めることができる。即ち,市街建設を予定して新しい街路を建設し又は既存街路を延長した場合ならびに未建築であった既存の街路または街路の部分に沿って建築を行なう場合においては,新しい施設の事業者あるいは沿道土地所有者をして(後者の場合は新しい街路に沿い建築を行なった時点で),街路の整地,初期整備,排水,照明設備を必要に応じて整えさせ,それを5年間をこえない当分の間の維持すること,又は,それぞれの場合に応じた比例的な分担金もしくは,それら全てについての標準的必要経費の償却をもとめるものとする。これらの義務に関しては,沿道土地所有者に対し,その街路幅の半分以上(街路幅が26m以上の街路にあっては街路幅の13m以上)について負担させることは出来ない。

費用の見積りに当っては、街路施設全体の費用に夫々の維持費用を加算して見積り、土地所有者に対し、その街路に接する境界の長さに応じて賦課するものとする。

地方条例には、前述の規定の範囲内でより詳しい規則を定めなければならない。この条例の承認、異議申立および周知に関しては、第12条に示した規定を準用する。

首都ベルリンに関しては、ここに規定する条例が制定されるまでの間、1838年12月31日制定の規則の条項をもってこれにかえる。

第十六条 第5条,8条,9条の場合において,関係者は,郡委員会の裁決に対する異議を,21日間の失権期限内に県参事会に提出することができる。

火災または他の災害で全面的被害をうけた地区の復 興に関するときは、失権期限は1週間と読みかえるも のとする。

第十七条 第5条,8条及び9条の規定に於て郡委員会に、また上級審としての県参事会に帰属している権限と責任は、地方郡に属し人口1万人をこえる都市または第9条により数個の関係する地方自治体がその様な都市と看做された場合にあっては、県参事会と上級審としての州参事会の所管に、郡に相当する都市または第9条により数個の関係する地方自治体が郡に相当する都市に看做された場合にあっては、州参事会および地方自治体の訴願に基づき上級審としての商工大臣の所管に属するものとする。

ホーエンツオルレン地方については、郡委員会は区委員会(Amtsausschuß)と読みかえ、第12条及び15条にもとづく地方条例の承認もこれに帰属するものとする。異議申立ての審査庁は、地方委員会(Landesausschuß)が構成する。

第十八条 王国内の各々の州で、郡委員会、県及び州参 事会が組織されるまでは、県庁(代官)がこの法律で 委ねられる事務を所管する。

上級審としての裁決は、第5条、8条、9条の場合 にあっては商工大臣に、第12条および15条の場合にあっては地方長官の権限に属するものとする。

ベルリン市の場合、ベルリン特別州が組織されるまでの間、第5条、8条及び9条において郡委員会に委ねられている機能である承認は商工大臣の、第12条および15条にもとづく条例の承認は内務大臣の責任に属するものとする。

第十九条 この法律の規定に反する全ての一般的および 特別的な法律の規定は今後無効とする。

行政処分により公布された建築規則、既存の警察命令および地方条例の、この法律の規定と矛盾する全ての規定は無効となるものとする。

第二十条 商工大臣は,この法律の施行に関し委任されている。

御名御璽のある文書により。 1875年7月2日, バート・エムスにて。

#### 注

- 1) この法律は、我国では一般にプロシャ建築線法と呼ばれて来た。これは「都市公論」誌上にこの法律の翻訳(英訳からの重訳)が掲載された(資料―16)時にそう略称されたことから一般化したと思われる。我々は内容からみて従来の略称は適切ではないと考え、プロシャ街路線及び建築線法とした。既に内田(1921)は、街路及び建築線法と呼んでいる。なお、この法律のドイツ語の正式名称は、Gesetz、betreffend die Anlegung und Veränderung von Straßen und Plätzen in Städten und ländlichen Ortschaften、vom 2、Juli 1875.
- 2) 同法の内容については、1875年制定当時の原文から の我々の翻訳を、参考資料—2として本論文末に掲げ てあるので参照していただきたい。
- 3) 当時東京工部省測量司であった C. A. マコビーンが 提出したもので、建築条例の要綱の様な形をとってい る。内容は、20項目からなり、その中の第一(新規市 街ノ幅井ニ平面)で、街路計画について市街の等級別 の幅員、決定権等を提案している。又、マコビーンは、 香港造家令を参考資料として提出している(マコビー ン、1872)。
- 4) 資料-12 第39号, 1889年10月9日
- 5) 玉置, 1978によれば, 最も古い建築線は, イタリア の1865年建築線法で, 1875年プロシャ街路線及び建築 線法はその影響を受けているとされている。
- 6) 訳者は記載されてなく, 1891年11月号のもののみ妻 木頼黄寄とある。妻木訳の可能性が大きいが,全て当 人のものかどうかは断定出来ない。なお,これは資料 5—4と同じものの翻訳と見られる。
- 7) 資料—5 は妻木頼黄氏の蔵書を同氏子息より日本建築学会へ寄贈されたものの中にある外国建築条例関係資料であり、同じ体裁で印刷製本されている。この資料が何時、誰によって翻訳され、印刷されたのかは現在の時点で不明である。ただ、曽禰報告(曽禰,1892)に対する討論中で辰野金吾が「以前伯林ノ建築条例ヲ禄訳シタモノガ内務省ニアル……」と発言していることから見て、資料5—3がこれに当るとも考えられる。又、妻木、1890 b は資料 5—3 と同じく伯林建築条例(1887)の翻訳であり、何故か1回で中断している。これは、資料5—3が印刷刊行されたので必要なくなって連載を止めたと考えることも出来る。これらの状況から見て、資料—5は、全体として東京市区改正委員会

- に要木が建築條例案を提出した時期(1889)前後のものと考えることもでき、翻訳刊行は内務省の手になるものという推定が可能である。この点については、東京市区改正委員会の「建築条例調査委員会」の経緯、要木の作成したといわれる原案など、この時期の不明な問題を含めて今後の研究課題としたい。
- 8) この他にも、独逸人ルードルフによる「普国警察大 要講義録」1880年4月(警視庁編)等があるが「建築 線」にかかわる用語は見当らない。
- 9) なお, 第7回(2月23日), 第9回(2月25日) においても建築条例の講義の中でも「建築線」の用語がみられる(ヘーン,1886:924)
- 10) ( ) 内の「軒並」の記述は、他の資料では見られないことから、訳者が付け加えたものと考えられる。
- 11) 同資料は、1885獨逸國伯林府刊行「ビュルゲルマイステル」府長「ドクトル」マッシェル著「Die Polizeiverwaltung des preußischen Staates」(普魯西國家ノ警察行務)第5版の全訳であり、ウイルヘルム・ヘーンが講義した1886年の前年に刊行されていることから、当然、警察大尉であった同氏は持っていたと考えられる。
- 12) 東京市政調査会の市政図書館には、後藤(新平)家 客贈 (寄贈時期、1933年) のヘーン、1886および資料 -18が備えられている。又、同図書館には池田民子氏 1946年寄贈になる池田宏蔵書中の『Preußisches Baupolizeirecht』(Constanz, B. 1910) があり、これに は解説つきで1875年プロシャ街路線及び建築線法がの っている。池田宏が、この本をいつ入手したかという 問題は残るものの,以上のことから,池田がプロシヤ 街路線及び建築線法の原文、あるいは内務省訳(資料 -18) を読まなかったと考えるのは不自然である。た だ疑問として、1923年の帝都復興院パンフレットおよ び池田宏が深く係わっていた『都市公論』誌上における この法律の紹介が、なぜドイツ語の原文、又は資料から ではなく,英訳文(ウィリアム「都市計画及地地域制に 関する法律」)よりの重訳であるのかという点が残る。 なお, 復興局長官官房計画課, 1924 a は原文からの
- 13) この委員会の審議経過については時々新聞報道があり、それが建築雑誌に再録されている。例えば1894年3月号雑報欄に読売新聞より委員中に実施猶予の意見があり、空地、中庭などに「六ケ敷箇条」があるが、3月下旬結了の予想等との記事を転載している。又、同誌上で横河民輔(1890, 1891),森正忠(1890)は、市区改正委員会での建築条例の編纂に重大な関心を示し、案の発布前に学会に諮問するよう求めている。

翻訳とみられる。

14) 資料 - 9。この他, この条例には突出制限の規定もある。これについては3-2でふれる。

- 15) 資料6—3で検討されているロンドンのBuilding Act 1844, には Formation and Widening of Streets (街路の形成と拡幅)という項があるし、資料6—1で抜萃されているベルリンの建築条例の第1章は、もともと接道条件を中心とした規定であるが適切に抜萃されているとはいえない。
- 16) 建築学会の東京市建築条例案 (1913) は全体で六編 28 章と附則よりなり, 238 条という尨大な条項をもっている。この中で都市計画的規定と見られるものは, 建築線及び防火地域・線路に関する規定であり, 最大限に見ても30条以下であるにすぎず, 他は単体建築物に対する技術規準的条項である。
- 17) 前注-12および, 4章での検討を参照。
- 18) 前注--6, 7参照。
- 19) 京都府が違式註違条例につき内務省に禀申した文書中での説明。
- 20) 森林太郎はドイツ留学前の1884年に既にドイツ建築 条例にとりくんでいたという(吉田, 1960:335)。
- 21) 岩波版『鷗外全集』の年譜の1889年の項に「10月21 日東京市区改正委員会より東京市建築条例取調を嘱託 せらる。」とある(同全集, 38巻 p.550)。この委員会は 少くとも1894年頃まで継続され、森はずっと委員を続 けたと思われる(『建築雑誌』9輯, 105号, 1895 p.225 の雑報欄に同委員会の記事あり森の名前がみえる)。
- 22) 前注-13参照。
- 23) 都市計画調査委員会の内容に関しては, 資料-13に よる。
- 24) 私道建設が建築線の指定なしに可能であり、幅員の 規準さえ満たせば、その私道の街路境界に建築線が発 生する問題は、市街地建築物法施行後、建築線制度運 用上の大きな問題点となり、実際上の扱いとしては、 勝手に私道をつくっても、その境界線に建築線を認め ないとしたという(石田・池田、1979:38)。
- 25) この問題は、1935年の市街地建築物法改正で接線義務が接道義務になることで一応解消する。しかし、同時に、私道建設に関する法規定を設けなかった為、無計画な私道建設が、接道義務を満たし、建築地化を可能にするという問題はより深刻な形をとり、「法文上の厳格なる解釈は兎に角として(池口、1940)」行政指導で問題を切り抜けなければならなかった。
- 26) 建築家委員の立場を示す発言として「出タモノダケ 押ヘテシマフト,本当ノ壁ガ出タリ引ッ込ンダリシテ, 甚ダ見ツトモナイ」(矢橋賢吉),「(道路が) 広イ所デ ハー尺五寸位ハ何ノ邪魔ニモナラナイ」(佐野利器), 「空間ノ上ノ方ハ少シ緩メテ貫ヒタイ」(藤原俊雄),な どがあった(資料—13)
- 27) 斜線制限の基線を「対側建築線」とする考え方は、 3-3で検討したように建築家達の考えにもなかった様

- に思われる。又、都市計画調査委員会でも全く出ていない。1倍半を1倍に抑えよという主張があったくらいであるから、この修正は大幅な緩和であった。
- 28) この訳では、Straßenfluchtlinie を街路線、Baufluchtlinieを建築線と訳すとともに、単にFluchtlinieとある箇所は、必ずしも適訳と思われないが「規定線」と訳した。文字どおりでいえば「列線」、計画性があることを重視すれば「規画線」なども考えられ、又、意味からして「街規線」などもあり得よう。用法でみると街路線及び建築線を総称する場合(例えば第二条)と、一方のみを指しているととれる場合(例えば第十三条一項3号)とがあるが、この訳では全て「規定線」と訳した。

都市公論の英訳からの重訳(資料―16)では全て「建築線」となっており、内務省警保局の訳(資料―18)では、Fluchtlinieを建築線と訳したところと「基礎線」と訳したところとがあるが、第二条で建築線と訳すなど必ずしも用法によって訳しているとはいえない。

#### 文献 一覧

天 野 皎(訳)

1883 『英国衛生條例』阪根達郎発行

伊東五郎

1934 「都市私道の統制」『都市問題』19 巻 4 号, pp. 317~341。

飯 沼 一 省

1934 『都市計画』常盤書房

池 口 凌

1940 「東京に於ける最近の建築線指定傾向」全国 都市問題会議(編)『本邦都市発達の動向と其 の諸問題(下)』pp. 1~34。

池 田 孝 之

1980 『都市周辺市街化地域における市街地形態の 計画的規制手法に関する研究』東京都立大学 学位論文

池 田 実

1909 「大阪府令建築取締規則講和」岬利太郎(編) 『大阪府建築取締規則註釈』

石 田 頼 房

1979 「東京中央市区劃定之問題について」『総合都 市研究』 7号, pp. 15~34。

石田 頼房・池田 孝之

1979 「建築線制度に 関する 研究・その 1」『総合 都市研究』 6号, pp. 37~72。

1981 a 「建築線制度に関する研究・その3 ——明治 初年の庇地制限について——」『総合都市研 究』12号, pp.167~188。

1981 b 「建築線制度前史――明治期における「建築線」の 導入と 理解! 『都市計画学会論文集』

16号, pp. 55~60.

1981 c 「市街地建築物法以前における建築物等の道路空間への突出制限について」『都市計画学会論文集』16号, pp.81~96。

石田頼房 • 池田孝之 • 佐藤仁美

1980 「建築線制度に関する研究・その2」『総合都 市研究』10号, pp.119~154。

井 上 友 一

1911 『都市行政及法制』博文館

今 井 洋 子

1979 「公衆衛生の観点から見た東京市区改正』『都 市計画学会論文集』14号, pp. 343~348。

内 田 祥 三

1921 「市街地建築物法及其附帯命令の梗概―第三 建築線『建築雑誌』19巻4号, pp. 211~226。

片 岡 多

1916 『現代都市之研究』二松堂書店。

ク ラ ー ク

1886 『欧米築路法』(中井敬之助訳)勤行堂。

グラン

1878 『仏蘭西行政「警察新論」第一巻,第二巻, 第三巻』(根岸兎三郎訳)白楽圃。

建築学会関東支部

1973 『建築法規の成立ちと変遷について』

柴田徳衛

1968 「日本の都市問題―初期の研究成果」都立大 学都市研究会(編)『都市構造と都市計画』東 大出版会, pp. 199~225。

セール, P.

1887 『仏国警察要論』(根岸錦重訳)

曽 禰 達 蔵

1886 「英国首府家屋建築條例抜萃」『工学会誌』59 卷, pp. 1490~1513; 60卷, pp. 1546~1579。

1892 「家屋ノ高ニ付テ」『建築雑誌』 6 輯69号, pp. 225~269。

玉 置 豊次郎

1974 『日本都市成立史』理工学社。

1978 「欧米に刺激された建築線制度による宅地開発」『大阪人』32巻10号, pp. 42~48。

田中 知郎(編)

1886 『現行滋賀県令類纂・第二編』

妻 木 頼 黄

1890 「伯林府建築條例(抜萃)」『建築雑誌』 4 輯 48号, pp. 202~205。

東京市区改正委員会

1887 『東京市区改正議定顧末』

1919 『東京市区改正事業誌』

東 京 都

1954 『市中取締沿革―明治初年の警察』

内務省土木局治水課(編)

1896 『道路行政』内務省土木局。

中 村 達太郎

1904~1905 「欧米建築條例の 比較 ()~(四) 『建築 雑誌』 18輯216号~19輯220号。

中村 元(編)

1980 『日本最初の建築家山口半六』

復興局長官官房計画課

1924 a 『都市計画 = 関スル独逸法制及行政, 普国建 築線法 『

1924 b 『独逸ニ於ケル都市計画法制及行政(続), ザ クセン一般建築法』

1928 『プロイセン都市計画法案』

批 評 生

1880 「建 築 線」『建築雑誌』8 輯95号,p. 334。 マコピーン.C. A.

1872 「東京府下ノ市街及家屋造作ノ儀ニ付至当ノ 定則」『東京市史稿』52巻, pp.892~905。

森 正志

1890 「建築條例ニ就キ横河君ノ説ヲ賛成シ併セテ 卑見ヲ陳述ス」『建築雑誌』4輯44号, pp. 131 ~132。

森林太郎

1889 「市区改正ハ果シテ衛生上ノ問題ニ非サルカ」 『東京医事新誌』562~567号

1890 「屋制新議」『衛生新誌』22号。

1893 「造家衛生の要旨」『建築雑誌』7輯76号。

山 下 啓次郎

1899 「市街家屋制限法」『建築雜誌』13 輯 155号, pp. 200~267。

横河民輔

1890 「建築条例ニ付キテ会員諸君ニ謀ル」『建築雑 誌』 4 輯41号, pp. 61~63。

1891 「建築条例ニ就キ再言シ現行建築ノ制規ニ及 ブ」『建築雑誌』 5 輯57号, pp. 223~228。

吉田 精一(編著)

1960 『森鷗外研究』筑摩書房。

ルードルフ

1884 『普国警察大要講義筆記』警視庁編。

Constanz, B.

1910 Preußisches Baupolizeirecht. Berlin.

# 資料 一覧

資料—1 国立国会図書 館蔵『愛知県 街路 取締 規則

石田他:建築線制度に関する研究・その4

資料―3 「家屋ニ関スル仏国ノ 法律條例及布告 (-)~		誌』27巻,323号,pp. 558~565,1913
(八)」『建築雑誌』 4 巻46~43号,1890~92	資料—11	『東京市建築條例案』建築学会,1913
資料一4 「禁令」『神奈川県史料』制度部, pp. 331~	資料—12	『東京市区改正委員会議事録•第三巻』1900
357	資料—13	『都市計画調査委員会議事速記録』内務省
資料一5 妻木頼黄寄贈外国建築法令(建築学会)		都市計画課,1918
5 — 1 『羅馬府建築條例1887』	資料—14	国立公文書館蔵『伯林市街溝渠警規則』(明
5-2 『巴威里国建築条例1880』		治)
5 — 3 『伯林府建築条例1887』	資料15	『福島県街路取締規則詳解』東北蚕業雑誌
5-4『仏国建築規則類纂』		社, 1887
5-5『維也納市建築条例1868』	資料—16	「プロシヤ建築線法」『都市公論』第7巻2
5 — 6 『英国首府建築条例抜萃1878』		号, pp.68~72
5 — 7 『英国職工住所條例1875』	資料—17	『普國ポツテスダーム・フランクフルト両
資料一6 建築学会蔵外国建築條例		県建築警察條例』内務省警視局(寺田勇吉
6-1『現行伯林府建築條例(抜萃)1887』		訳), 1880
6 — 2 『オーストリー建築條例—式1896』	資料—18	『普魯西警察法・第一巻〜第三巻』内務省
6 ― 3 『倫敦・グラスゴー・マンチェスター・ダ		警保局,1887~1889
ブリン・海峡植民地・香港建築條例要項分	資料—19	東京都編『東京市史稿』市街篇,56巻~64
類』		巻。
6 ― 4 『ベルン・ブタペスト建築条例要項』	資料—20	京都府総合資料館編『京都府百年の資料』
資料 -7  『埼玉県街路取締規則傍訓』文華堂,1887		第7巻,建設・交通・通信編,1972
資料—8 国立国会図 書館蔵『滋賀県 家屋 建築 規則	資料—21	大阪市役所編『明治大正大阪市史6巻,法
1886』		令編』1935
資料一9 「朝鮮総督府令市街建築取締規則」『建築雑	資料—22	「借地内造設物の制限」『建築雑誌』18輯,
誌』27巻315号,pp.192~195,1913		210号,1904
資料—10 「東京市建築條例案起稿顚末報告」『建築雑		

# INTRODUCTION OF THE FOREIGN BUILDING LINE SYSTEM AND UNDERSTANDINGS OF IT'S FUNCTIONS

Yorifusa Ishida\* and Takayuki Ikeda\*\*

\*Center for Urban Studies, Tokyo Metropolitan University
\*\*Ryūkyū University

Comprehensive Urban Studies, No. 15, 1982, pp. 113-144

The building line system which was legislated in the 1919 Urban Building Law (Shigaichi-Kenchikubutsu Hō), had been said to contain provisions that followed the example of the Prussian law (commonly called as "Straßen=und Baufluchtlinien Gesetz", but formally "Gesetz, betreffend die Anlegung und Veränderung von Straßen und Plätzen in Städten und ländlichen Ortschaften Vom. 2, Juli 1875). We can confirm this some how by comparative study of corresponding provisions of laws, but on the other hand we should also recognize the difference between the provisions of the two laws; for example, the lack of provisions for compulsory purchase and compensation of land between building lines in the Japanese law. We supposed that this difference was caused by how the Prussian law had been introduced and how the system had been understood by the Japanese town planners, architects and administrators.

We intended to study when and how the persons concerne introduced the Prussian law or other country's law concerning the building line system to Japan and how they understood the functions of the system, by examining the materials of their translation or introduction of foreign town planning and building laws and the provisions related to the functions of the system in local ordinances and drafts of law preceding the 1919 law.

Important findings and conclusions of this paper are as follows;

- (1) We believe that the first lecture concerning the building line system was given by a Prussian police captain in Feb. 1886, only 11 years after the legislation of the Prussian law and 33 years before the legislation of the Japanese law.
- (2) Full translation of the Prussian 1875 law was done and published by the Ministry of Home Affairs in 1888, and we find that the translation was very exact, so we supposed that he who translated the law had some knowledge of the functions of the building line system.
- (3) But the translated text had been of no use to advance the knowledge of Japanese planners and architects about the Prussian law and the system. The translation of this law which appeared for the "second" time and became widely known in 1924 in "Toshikoron" (the journal sponsored by the town planning department of the Ministry of Home Affairs), which was a retranslation from a English edition.
- (4) The related provisions to the building line system in local ordinances and drafts of law preceding the 1919 law had been that of concerning partial functions of the system, such as prohibiting the protrusion of buildings to street and controlling the building heights by width between building lines.
- (5) Japanese planners, especially architect planners, could not fully understand the fundamental functions of the Prussian building line system that was to designate building lines in not yet urbanized areas and create enough streets in advance of urbanization to be realized.